

平成30年

文教委員会会議録

とき 平成30年12月10日

品川区議会

平成30年 品川区議会文教委員会

日 時 平成30年12月10日（月） 午前10時00分～午後 2 時03分
場 所 品川区議会 議会棟 5 階 第 4 委員会室

出席委員 委員長 塚本 よしひろ 君 副委員長 鈴木 博 君
委員 渡部 茂 君 委員 つる 伸一郎 君
委員 南 恵子 君 委員 飯沼 雅子 君
委員 石田 しんご 君 委員 高橋 しんじ 君

出席説明員 中 島 教 育 長 本 城 教 育 次 長
有 馬 庶 務 課 長 篠 田 学 務 課 長
若生学校制度担当課長 熊 谷 指 導 課 長
大関教育総合支援センター長 横 山 品 川 図 書 館 長
福島子ども未来部長 高 山 子 ど も 育 成 課 長
二ノ宮児童相談所移管担当課長 廣 田 子 ど も 家 庭 支 援 課 長
佐 藤 保 育 課 長 吉 田 保 育 施 設 調 整 担 当 課 長
大 澤 保 育 支 援 課 長

○午前10時00分開会

○塚本委員長

それでは、ただいまより文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付いたしました審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他と進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

本日は、4名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で、1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可します。

1 議案審査

(1) 第92号議案 指定管理者の指定について

○塚本委員長

それでは、予定表1、議案審査を行います。

(1)第92号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○吉田保育施設調整担当課長

それでは、第92号議案、ぷりすくーる西五反田の指定管理者の指定についてご説明いたします。本案は、西五反田三丁目9番9号に所在いたします品川区立就学前乳幼児教育施設ぷりすくーる西五反田の管理を行わせるため、指定管理者の指定をするものでございます。

指定管理者候補者は、特定非営利活動法人子育て品川でございます。指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

候補者選定にあたり、品川区指定管理者制度活用に係る指針に基づきまして、本事業者は運営者に事業の連動性を要求されるため、候補者を公募によらない事業者として特定し、指定管理者候補者選定委員会にその可否について付議を行ったものでございます。

選定委員会は平成30年11月2日に開催いたしました。選定基準としましては、基本的能力ほか4項目について確認をしたところでございます。その結果、候補者を選定するに適切とした理由は、以下の点でございます。

1点目は、これまで3期15年にわたり、指定管理者として多様で質の高い乳幼児教育を実施してきた保育実績と、さらなる充実に向けた研究に取り組む姿勢を評価したものでございます。

2点目は、提出された申請書類や、この間のモニタリングも含めました実績等に基づき確認しましたところ、今後も継続的に提供できる人員配置や財務状況が確認できたこと、安定した運営が期待できるという点でございます。

3点目は、伝統文化の継承や国際理解教育に関する保育内容、地域との交流事業の開催等による乳幼児期における教育内容の充実が図られている点です。

4点目は、地域子育て支援センター、生活支援型一時保育の一体的運営など、地域の子育て環境の向上に継続的に寄与できる内容となっていると判断したところでございます。

以上の点から、引き続き現指定管理者を次期指定管理者候補者として選定した次第です。

今後のスケジュールでございますが、本委員会におけるご審議の結果、ご承認をいただければ、議決を経た後、本団体に結果を通知するとともに、来年度以降について展望を持った運営を実現するように、

協定の締結を目指してまいります。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○飯沼委員

まず、4の候補者選定経過ところの(1)、候補者を公募せず現在の指定管理者を候補者とするという、ここの品川区指定管理者制度活用に係る指針のところにかかわって教えていただきたいと思います。よろしくお願います。

○吉田保育施設調整担当課長

ホームページでも公開しているのですけれども、品川区指定管理者制度活用に係る基本方針というのがございまして、その中で、一定程度、継続性だとか、特殊な事情が必要なものにつきましては、候補者を公募しないで選定委員会を行っても構わないとなっております。

○飯沼委員

継続性を重んじているということですね。わかりました。

あと、10月でしたか、モニタリングの総括があったのですが、その総括の改善の必要性のところ、1つ質問したのですけれども、保育士の確保が依然厳しい状況ということと、職員の定着化、離職・転職の防止、処遇改善という項目があったので、その辺をどう捉えていらっしゃるのかということと、第三者評価の率がとてもよいという報告があったので、第三者評価、東京都福祉サービス第三者評価というのを出示してみたのですが、1つ気になったのが、ここは認可保育園と就学前乳幼児教育施設なのですが、カウントされているのが46人中17人の回答とあるのですけれども、これは、第三者評価を受けたのは認可保育園の部分だけなのでしょう。認可の施設の3歳から以降の評価はどこにされているのかというのが疑問だったので、ここのところを教えてください。

○吉田保育施設調整担当課長

職員の処遇の面でございますけれども、キャリアアップ補助金、保育サービス推進費等を活用しまして、特別賞与を上げるなど、そのような対応を積極的に行っております。これは、例えば平成26年度の中堅職員の年間給与でございますけれども、当時は大体300万円から370万円程度だったところが、平成29年の数値になりますけれども、処遇改善を行ったことによりまして、370万円から450万円程度まで上昇しております。そういう意味での離職率も、一時期、勤めて2.9年ぐらいの継続だったのですけれども、今は4.4年ぐらいまで延びるような形で、職員の雇用も比較的長くなってきております。

第三者評価のところですが、都のホームページにある第三者評価ですが、私のつかんでいるところでは、平成29年度の調査票の記入者は全体で35人、こちらで把握しているところでございます。これにつきましては、子育て品川のぷりすくーる西五反田、保育園のほうに限定したところになります。

○飯沼委員

1つは、処遇のところでは年収が増えていて、勤続年数が延びているということ、これは一定評価できると思いますが、1つ、以前に幼稚園部門のところの働いた年数の評価がカウントされないという問題が、多分あったと思うのです。保育園は認可なのだけでも、幼稚園部門のところが無認可施設というところで、経験年数がカウントされなくて不利になるために、ここでの働きをカウントされないことに問題を感じているというところは改善されたのかどうか、そこが1点です。

あと、第三者評価のところも、やはり保育園のところだけ。ということは、3歳以上の、このNPO法人で行われています乳幼児の教育施設で、乳幼児のところの評価というのは、第三者評価的なものできちんと評価をされているのかどうか、そこをもう一回お伺いします。

○吉田保育施設調整担当課長

経験年数のカウントですけれども、認可保育園に勤めたという意味での職員の実績という意味では、乳幼児教育部門につきましては無認可扱いになりますので、認可保育園に勤めたというキャリアには確かならないところがございます。そのところは、現行の仕組み自体がゼロ歳児から2歳児までが保育園でございまして、3歳児から5歳児までにつきましては幼児教育施設、認可外保育施設という形になっているところは、現行も変わっておりません。

○飯沼委員

今のところはすごく大事です。一般の幼稚園とか区立の幼稚園に勤めると経験年数が加算されるけれども、ぷりすく一るのここは加算されない。前からの課題だったと思うのですが、この後、引き続き認定こども園のところに行きたいと思っているのですが、認定こども園に移行すれば、このところは改善されていくのかどうか、そこがとても気になっているので教えてください。

○吉田保育施設調整担当課長

認定こども園に移行した場合は、認定こども園という施設になりますので、そのところは認定こども園で働いたというキャリアになるところでございまして。

○飯沼委員

よくわかりませんが、認定こども園に移行すると、保育園のところも、乳幼児教育の幼稚園の部分も、両方きちんと経験年数としてカウントされるのかどうか、そこをもう一回お伺いしたいのと、この先の見通しが何かあるのだったら教えていただきたいと思います。

あと、保護者のところ、保育園の部門はとても評価がいいのです。だから、ぜひその先のところを続けて、ゼロから就学前まで預かっている施設なので、幼稚園だけが評価がいいですよといってすまないで、その先、どこがどう評価しているのか、3歳以降のことをさっきから伺っているのは、その評価が探せなかったのです。この間、モニタリングの中では一定ありましたけれども、私が気にしているのは、もう15年たっていますので、改善はされていると思うのですが、かなり前半のところにおいては、NPO法人の新しい施設で、保育園と思ったら3歳から幼稚園で、保育園を希望している親にとって、働く親にとって、幼稚園施設に移行することでの理解の違いというか、不一致がすごくあったのです。だから、そういうところも含めて、改善がされて評価がされているのかというのを私は知りたいと思っているので、1点そこを教えてください。

○吉田保育施設調整担当課長

移行するとどうなるかということなのですが、例えば認定こども園になった場合は、法律上、保育園、幼稚園があるわけではなくて、そこをまとめた形で認定こども園という仕組みといいますか、制度になるわけです。そこで例えばゼロ歳児から3歳、2歳までが保育園だというわけではなくて、認定こども園という枠組みの中では、あくまで就学前のゼロ歳から2歳ぐらまでは保育を実施する。それから、それ以降のところでは教育を実施する。このようなイメージでございまして。

それから、当初ぷりすく一るをつくった時点では、国の制度よりも先駆けて保育施設、保育部門と、その上に、それを卒園といいますか、保育部門が一定程度過ぎた後、教育部門、幼稚園相当のところになるという形で進めてきたところではございますが、途中から認定こども園という制度ができて、一

貫して就学前の教育を考える、保育から教育までを考えるという制度ができたところで、国の制度のほうは今追いついているというのが現状でございます。

○飯沼委員

1つは、児童福祉法だけではなくて、子ども・子育ての法律ができたことでの一方の中身だと思って受けとめました。

1つ、この間のモニタリングの総括の中で、幼保連携型の認定こども園の移行について、若干議論になったかと思うのですが、今の形から認定こども園に移行するに当たって、課題が何なのかをもう一回明確に教えてほしいのが、この間、園庭が今の状態だと認定こども園にならない。園庭の広さとか面積が不足しているというのと、あともう一つ、社会福祉法人化が多分平成32年、まだ先だということで、法人化されていない、指定管理をした途中で法人化になることでの問題点とか、クリアしなくてはいけない問題が何かあったら聞かせていただきたいと思います。

○吉田保育施設調整担当課長

幼保連携型認定こども園に移行するに当たっては、おっしゃるとおり、2点の問題がございます。

1点は、認定こども園につきましては、都で申請する際に、各年代層に何人いるか、それによって園庭が何平米要るかというところを細かく定めてあります。それがおおむねゼロ歳から2歳までにつきましては、大体イメージでいいますと、保育と同じように1人当たり何平米という形での確保になります。3歳以降になりますと、今度はクラス単位で何クラスあるか、それによって必要な平米数が変わってまいります。これはどちらかといえば幼稚園に近い感覚なのかなと思っております。幼稚園もたしか1クラスにつき何平米という園庭が必要になってきます。それにほぼ近いような形で全体の園庭の面積が必要になります。

ただし、現状のぷりすく一西五反田においては、それで必要な園庭の部分の面積を、約100㎡近く満たすことができません。それなので、幼保連携型認定こども園というのは、現在のところはそこの調整は進展しておりません。

○飯沼委員

今、社会福祉法人化が平成32年ということなのですから、指定管理が今回5年です。この途中でNPOから法人になることについて、問題はないのかというお答えがなかったので、その辺の課題は何かクリアするような問題があるのかどうか、聞かせてください。

○吉田保育施設調整担当課長

答弁が漏れました。NPO法人で今回受託して、その後、例えばNPO法人が社会福祉法人になった場合は、そこにそのまま継続して指定管理をするということについては、他の自治体でも例はございますので、特に問題がないと認識しております。

○飯沼委員

園庭問題は、具体的に足りないのを、あそこの周りを見ても、どうするのかなと思ったのですが、それはどのように改善できるのか、何かめどがあるのかどうかを教えてください。途中で社会福祉法人に変わっていくことは問題ないということなのですから、社会福祉法人化されたらプロポーザル方式を使ったりとか、そういうことはないのか、今までどおり、指定管理者制度活用に係る指針のところで継続性というのを重んじて、このままやっていくのかどうか、そこの2点だけ教えてください。最後にします。

○吉田保育施設調整担当課長

まず、プロポーザルとかをやるかどうかですけれども、まず今回、もしご承認いただけた場合、この5年間につきましては、NPO法人が社会福祉法人化したことによるものでございますので、特にその間にプロポーザルをするだとか、そういうことは予定しておりません。通常の指定管理の期間の中で事業者がNPOから社会福祉法人になったものと認識しております。

園庭問題につきましては、ぷりすくーるの屋上なども園庭にできないかと今まで検討してまいりました。ただし、屋上を園庭にした場合、2方向避難といまして、当然、屋上に上がる階段は1個ございます。ただし、ほぼ対角線上にもう一つ、何かあったときに避難したりする際の階段を用意しなければならないという基準がございます。その関係の階段を用意しようと検討したのですけれども、実際、工事を調整していったところ、その階段を置く位置とかにガス管や配管等がありまして、現実的には難しいということがわかりましたので、屋上の園庭も検討しましたけれども、現実的にはできなかったというところになります。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○南委員

2方向避難が大事だったけれどもできないというのは、1つ非常に残念です。できるだけいい方向を、これからも引き続き検討していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それと、先ほどの処遇改善で、勤続年数が2.9年から4.4年に延びたという点なのですけれども、延びたところは非常に改善もされてよかったと思うし、4年5年経験しないと、その地域もわからないし、当然保育内容も、きちんとしたところになり得ないというのがありますので、そういう点では、延びたことは評価はするけれども、もっと長くこのところで仕事をしていただきたいというのは、親と経営者の側の共通する願いだと思うし、私もそう思うのです。

したがって、もっと努力をしていただきたいと思っているのですけれども、その辺について、どういうふうに考えているのかというのが1つと、それから、一般的には公務員の保育士も、私立で働いてきた部分は2分の1加算というのがあります。そういうことが該当できるような工夫というのはないのかなと、さっきの質疑を聞いていて思ったのですけれども、その辺についてどうなのかを伺いたと思います。

○吉田保育施設調整担当課長

園の運営等につきましては、現在でいうところのNPO法人で、内部の経営の一環だと認識しております。その点で、改善すべきところは改善していきなりで、対応していただければと考えております。

あと、私立の、無認可のところを2分の1とか、その評価とかという意味でよろしいでしょうか。その制度として、例えば勤めたところが私立保育園でも認可保育園であれば、多分、認可保育園という経歴になると思いますし、ぷりすくーるの幼児教育部門であれば、幼児教育部門という対応になると考えております。

○南委員

できるだけ私は長く、4.4年にとどまらずに、10年、15年とその地に足をしっかりつけて、保育という仕事に専念していただきたいと思うわけです。それはさっきも申し上げたように、共通する願いだと。区のところでも、そういう考え方は当然持つておられると思うのです。しかし、平均ですけれども4.4年しか長く勤めてこられないという状況をなくしていくには、どうしたらいいかというところ

ろでの考え方を、区としてはどういうふうを持つのかという、そのところをまず聞きたいと思っているのです。

○吉田保育施設調整担当課長

区としましては、例えば長く勤めていただくというのは、ある意味、質の向上につながるのかなと考えておりますので、キャリアアップ補助金とか、各種補助金とか、その辺を含めまして、できる支援を行っていくところでございます。

○南委員

それで、ここに勤めていても、なかなか認可保育園に勤めていたというキャリアにならないと先ほど説明されていきました。そういうのもあるので、次のところに行くに当たって、キャリアにならないのだったら、短い期間で次に転職をしていったほうがいいのではないかとというマインドが働くのは当然だと、あり得ると思うので、そういう点で私は、キャリアにしっかり定着できるように、カウントできるように、私立保育園の2分の1保障するというところに、同じように該当するべきではないかと思って、そういう意味で先ほど質問したのですけれども、その辺についてはどうなのでしょうかとということです。

○吉田保育施設調整担当課長

確認なのですけれども、2分の1をキャリアという意味で、認可外にいるときもキャリアにするという意味なのでしょう。それは多分、現行の制度上、いろいろなところに履歴書などを出す場合にも、多分、次の採用される側がどう受けとめるかというところであると思います。一般的には、履歴書とかに書かれたところを受けとめて、どう評価するかというのは、採用する側の判断かと考えております。

○南委員

そうであれば、長く定着することなど、あまり期待できないと思うのです。誰でもいろいろな都合で、例えば女性が勤めているのであれば、ご主人が転勤で地方に行くとかそういうことで、働き続けたいけれども一緒にやめなければいけないということもあり得るわけです。そういうときに、こういうNPOで、他の働いていた期間が加算されないということになると、その人にとって不利益になるわけですから、そこはきちんと保障するということが大事であって、そういう方策を何らかの方向で検討することが、今はとりわけ人材確保という点からも、必要なのではないかと思うのです。

しかもこれは、区がこういうNPO法人をつくる、私立保育園の皆さんの総意で、こういうNPOが立ち上がって保育園ができてきた。そういう経過があるのは承知しているのですけれども、きちんと保障するという立場でいろいろな人材確保も、一人ひとりの属人的な処遇も、きちんと保障するということが大事だと思うので、その点について検討するべきだと思っています。それは、これから採用する側の問題だと一蹴するのではなく、きちんとその人その人の立場に立って、保育行政をしっかり進めていくという点で捉えていくことが必要だと思いますので、その辺についてももう一度答弁していただいて、もしなければ、検討は絶対していただきたいと主張したいと思います。

○福島子ども未来部長

今の不安でございますけれども、先ほどほかから出ていましたが、平成32年の社会福祉法人化が大きいと思います。職員にとってNPOという、ある意味不安なところではなく、しっかりとした社会福祉法人化になる。それについては、区としても支援してまいりたいと思っています。

それともう一つ、キャリアという面では、認定こども園化も区としては支援していきたいと思っています。ただ、どういった形での認定こども園になるかは、これから検討しますけれども、いずれにしても、国から認められるような認定こども園化を目指す。これについても、区として全面的に支援していきたい

いと考えているところでございます。

○南委員

法人化の中で解消できるという話なのですけれども、それはそれとして受けとめたいと思っています。しかし、15年間の間のその部分の不利益というところは、一定考慮していくべきではないかと思えますので、繰り返しますけれども、ぜひ検討していただきたいということを強くお願いして終わります。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

賛成します。

○つる委員

賛成します。

○飯沼委員

賛成します。ちょっと意見を2点。

今、利用者、保護者の方の評価を正しくつかむのと、どこでも見られるように公表していただきたい、ガラス張りとしていただきたいというのが1点です。

あと、今、職員の方の処遇のお話がありましたけれども、児童福祉法に子ども・子育て支援法と、新しい法律ができて、2つの法律の中で、私は保育園もすごく複雑な状況になっていると思いますけれども、新しい法律の中で社会福祉法人化が進めば、いろいろ改善されるところも出てくると思うので、ぜひその辺の支援を十分していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。賛成です。

○石田（し）委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

今の社会福祉法人化と認定こども園化を目指すということで、これを区として支援し続けるという部長のお話がありましたので、ぜひスピーディーに進めて、品川区の施設のさらなる発展のために、ぜひ区として支援をよろしくお願いしたいと思います。

○塚本委員長

それでは、第92号議案、指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(2) 第98号議案 訴訟上の和解について

○塚本委員長

次に、(2)第98号議案、訴訟上の和解についてを議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

○有馬庶務課長

それでは私から、第98号議案、訴訟上の和解についてご説明いたします。

本件は、平成24年9月26日に品川区立学校の生徒がみずから命を絶ったことについて、平成26年2月5日付で東京地方裁判所に提訴された損害賠償請求事件に関し、当該裁判所の和解勧告に基づき、訴訟上の和解をすることについて、地方自治法第96条第1項12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の1をご覧ください。事件名はここに記載のとおりでございます。原告は自死した生徒のご両親、被告は品川区、品川区立中学校教諭、そして品川区立中学校校長ほか40名でございます。

資料をご覧ください。資料の1になります。和解勧告に至る経緯および趣旨でございます。合計35回の口頭弁論および証人尋問の審理を経まして、裁判所から平成30年1月に原告・被告双方に対し、和解についての提案があったところです。そして、平成30年4月に裁判所から和解勧告案が示され、その後、幾度となく調整が図られ、平成30年10月31日に被告生徒・保護者らが合意に至ったということでございます。

和解勧告の趣旨でございますが、(2)に記載のとおり、紛争が継続することによる原告らの心痛をわずかでも和らげるとともに、被告ら相互間においてさらなる紛争が生じることを防ぎ、学校教育の円滑な実施を図るというものでございます。

議案書の2をご覧ください。2番は、和解条項の概要の前文となっております。(1)では、原告らが東京地方裁判所に訴えの提起を行ったこと。1枚おめくりいただきまして、(2)では、裁判所は証拠調べの結果を踏まえ、和解勧告を行ったということ。(3)では、原告らおよび被告らが和解することとなったということが、ここに記載されているところでございます。

そして(3)、和解条項の概要のうち、品川区、被告教諭および被告校長に関する内容でございます。被告教諭は原告らの子の担任として、原告らの子からの複数回の訴えに対する対応および原告らの子に対するいじめ行為が存在するかについての調査が必ずしも十分でなかったことを認め、遺憾の意を表するという。1つ飛びまして(3)、被告校長は、品川区立中学校の校長として、いじめ行為を発見することへの取り組みおよび態勢の整備が必ずしも十分でなかったことを認め、遺憾の意を表するという。それから、(2)と(4)になりますが、被告教諭および校長については、原告らの子が自死したことを真摯に受け止め、原告らの子の死について、哀悼の意を表するというものでございます。

そして(5)、品川区、被告教諭は、報告書記載の再発防止策を真摯に受け止め、誠実に実施することを約する。ここで報告書と書いてあるものは、「いじめ等調査・対策報告書」のことを指しているものでございます。

次のページに参りまして、(6)です。被告校長は報告書記載の再発防止策を真摯に受け止め、その立場からなし得る協力を誠実に行うことを約する。(7)では、品川区は、原告らに対し、本件解決金として680万円を支払う義務があることを認めるということでございます。

また、(10)にありますように、原告らおよび被告らは、本件に関し、本和解条項に定めるほか、被告ら相互間の求償権を含め、何ら債権債務がないことを相互に確認するということになってござい

す。そして、(9)に戻りますけれども、今回の和解条項につきましては、正当な理由がある場合を除き、当事者の氏名ですとか住所の特定につながる情報を、第三者には一切開示してはならないといった守秘義務が課されているものでございます。

それでは、資料の2にお戻りください。今示されたのが和解文でございます、この和解についての区としての対応方針と和解受諾の趣旨でございます。

(1)に書いてありますとおり、裁判所からの和解勧告につきましては、区としては受諾したいと考えているところでございます。その理由といたしましては、原告・被告の全当事者が、裁判所の和解勧告受諾による解決を望んでいること。そして、和解内容であるいじめの再発防止は、既に区として最重要課題として取り組んでいるものであること。そして、訴訟が継続することによる原告・被告生徒ら双方へ、これ以上の負担を回避すること。それから、解決金として示された金額についてですけれども、この金額については、たび重なる審議の結果、裁判所の判断として示されたものということで、これはこの金額として受けとめるというものでございます。

今後の日程でございますけれども、本定例会で議決された場合、平成31年1月中旬に和解が成立する見込みとなっております。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○渡部委員

6年前、ちょうど文教委員会にいまして、何名かはこの中にもいるのですけれども、理事者の方々というのはみんなかわっていてということなのだけでも、この間、当時あったことであり、また議会の中で取り組んだことというのは、今でも覚えています。

その中で、さまざまな審議があつて、説明もあつて、さまざまな取り組みがこの間されていて、6年になったのだなど。平成24年12月には私たちも、いじめ根絶に向けた決議をさせていただいて、行政もしっかりとこれに向かって、今でも毎年協議会を開催されたりというように、そのときのことを忘れずに、引き続き品川区は真摯にいじめ根絶に向けて取り組んでいるのは間違いのない事実であつて、それを忘れずに、これからも続けていかなければならない、区内全体で、社会全体で続けていかなければいけないと思います。

今回議案で出された、とりわけ3番のところに関して、3の(1)から(6)については、しっかりずっとやっていただかなければならないことですし、それは私たちも議会としてチェックしていかなければならないと考えています。

訴訟になったというお話も伺っていましたが、今回議案として、こういうことが提示されてきました。これで一区切りというわけでは全くないということは、強く申し上げさせていただいて、引き続き、いじめのない学校づくりに取り組んでいかなければならないわけで、そこはしっかりやっていただきたい。

品川区、また教育委員会の立場はおいておいて、当然6年前のことで中学生ですから、亡くなられた方も被告の方々も成人を迎えるようなお年ごろになって、これから生活を続けていただくわけなのだけれども、今回、和解がこのタイミングで、話し合われていたということで丁寧な説明をいただいたのだけれども、出てきたというのは、あくまでも聞きたいのは1つで、それを私たちも議会だから審議をしていかなければならなくて、今回出てきた議決にどういう態度というのがあるのだけれども、最大限であり最低限であるのは、この和解をまずは原告の方がしっかり望んでいたのかということ、わかれ

ば教えてほしい。そして、被告の方々もそれを望んでいたのか。区の立場はおいておいて、そこだけ教えてください。

○有馬庶務課長

まず、全体の補足ですけれども、裁判の関係は、この間35回、いろいろ審議されたということですが、最終的に証人尋問が終わったのが平成30年1月10日ということで、これまでずっと審議が続いてきたということで、和解のタイミングもそこになったということです。

それで、基本的には我々も被告として、裁判所からいろいろな意見をもらうのですけれども、そのときには原告も被告も和解を望んでいるのではという話があり、品川区としても和解に賛同しますかということでしたので、基本的には双方が和解を望んでいたという理解をしているところでございます。

○渡部委員

わかりました。それぞれ当事者といいましょうか、ある中で、そこで望んでおられるのであれば、金額の多寡とかそういうことではなくて、そこはしっかり区としても寄り添っていただきたいところでございますし、この議案に示されているような、今後また同じことが繰り返されないようにというところでやっていかなければならないと思います。これは私たちも当然、賛成をしていくところでございますし、これ以上何を言うわけではありません。

ただ、この先、品川区が義務教育学校を含め、小・中学校をずっとやっていく中で、こういう機会ですし、今後このような議案が出てこないことは当然なのだけれども、そういった意味で、これからいじめに対する取り組み、教育委員会の考え方を、一言ここで聞かせていただきたいと思います。

○大関教育総合支援センター長

これまでも、いじめほどの学校にも誰にでも起こり得るということを大前提として踏まえながら、早期発見をして、できることであれば未然に防止するため、今後とも対策チーム、またオール品川で、地域の方やさまざまな団体の方とも情報を常に共有しながら、本区のいじめ対策を今後も途絶えることなく継続していきたいと考えております。

○渡部委員

わかりました。終わります。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○南委員

今、渡部委員もおっしゃったけれども、本当につらい問題でした。議会も相当具体的な、わかった時点でわかった内容を教えてほしいと、私もたしか決算特別委員会だったのですけれども、やったことを記憶しています。

誰でも共通ですけれども、本当に二度と再びこういうことは起こさない、起きないでほしいと願って、あの当時みんなで頑張って議論して、解決の方向を見つけてきたわけですが、しかしながらその後、何件か同じような状況が発生しています。本当にそれは、いじめ防止のためのいろいろな仕組みをつくったにもかかわらず、そういう状況になってきているというところについて、この件とはちょっとそれますが、まずそこは伺っておかなければいけない問題だと思いますので、その点について、区の見解を伺いたいと思います。

○大関教育総合支援センター長

当時の調査・対策報告書から提言を受けたとおり、区としても学校としても、とにかくいじめの相談

の声をしっかりと拾っていく。これは徹底してきたところでございます。また充実させるために、対策チーム、スクールソーシャル・ワーカー等、いじめ対策・対応チームも設けまして、子どもたちからの直接の声、相談を受けながら、対応に当たっているところでございます。

いじめ自体は、やはり子ども同士のトラブルというものはございますので、全てを根絶するにはなかなか難しい道のりではございますが、早期のうちに対応するということは、これまでも継続してきたことではございます。したがって、いじめを見逃したことにより命が失われてしまうという事案は、その後は起きていないと教育委員会事務局としては認識してございます。

○南委員

何回か自死がありました。それは、今の答弁を聞くと、いじめではなかったのかなと思ったのですが、そういうふうには言い切ってしまうのでいいのですかということを知りたいと思います。

それで、初期に品川区の教育委員会の対応は、素早くやれたと思ってはいます。対策チームを立ち上げて、関係者、いろいろな専門家も含めて、話し合い、調査をされてきたわけですが、本当にいろいろな対策をとるようにと最後のところで書かれてあることを受けて、教育委員会としてもいろいろ努力をしてこられたのは知っているつもりなのですが、そういう中で、自死ということが何回か出てしまったことは、本当に私は悔しいと思います。この間のところでは、またかと、許せないと思いました。何が原因なのかということを知りたいところを本当にきわめていただかないといけないと思います。

したがって、そういうことも含めて、きちんと教育委員会として受けとめて、本当に起こさせない対策をとっていただきたい。このことを、まず申し上げないといけないと思います。

それで、原告のご両親が、なぜ裁判に訴えなくてはならなかったのかということを知りたいところは、私は無視してはいけないことだと思うのです。あれだけの規模のチームを立ち上げて、何カ月かにわたって調査をして、それでアンケートもとって、取り組んでこられた。その結果、ああいう報告書になったわけですが、あれだけでは心痛がおさまらなかったからなのかと私は思っているのです。区としては、そこをどういうふうには思っているのか、見解を知りたいと思います。

それで、ここの議案を読むと、死が無為なものとならないよう、二度と同様の事態が生じないものとする。こういうふうには書いてあって、これが原告の方々の思いということで、つらいけれども裁判に訴えたのだということが理解できるわけですが、そこを知りたいところは、区としてはどういうふうには受けとめているかということを知りたいと思います。

それと、2ページを見ると、校長先生が、必ずしも調査が十分でなかったと裁判でおっしゃっているのでしょうか、ここに書いてありますから。あと、区もそういう認識を持っていると。そういう点について、あれだけの調査をされて、私は個人的には不十分だと思っています。いっぱい何ページも黒塗りであった、あれでは何もわからないわけですから、第三者の私たちは、本当にプライバシーを暴くとか、そういうつもりは全然ないけれども、事実関係をしっかりとつかむことが再発防止になるし、私たち大人の社会の構成も含めて、本当につくらない、発生させないという点で、黒塗りではなくて、きちんと記述を残しておいていただきたいかと思っていますので、必ずしも十分ではないのではないかと当時も思っていました。

改めて6年たった今日、調査が必ずしも十分でなかった。こういうふうになっている、ここは何なのですか。そこを大事なところだから知りたいと思います。

○塚本委員長

かなり裁判の中身の非常に難しいところにも触れているので、答えられる範囲でということをお願い

します。

○大関教育総合支援センター長

私からは、いじめを起因とした生徒の重大事案がその後あったのか、なかったのかという部分についてお答えいたします。

いじめを起因とした自死のような重大事案は、その後、本区では起きてはございません。なお、未成年だけに限らず、大人も含めまして、今、さまざまな要因により自死される方がいるというのは、大きな社会問題、日本中の問題として、本区でも、これは教育委員会だけでなく、品川区としても取り組んでいるところでございます。

今後とも学校といたしましても、全校でストレスの出し方という部分は継続して子どもたちに指導してまいります。

○有馬庶務課長

原告の方の訴えの理由ということですが、議案書の前文の（１）に書かれてあるということが、最終的に原告の方がこの和解に合意したときの内容ですので、こういう理由だとは受けとめています。

これを区としてどう見るかということですが、ここに書かれている、例えば学校において生徒たちがいじめ行為により脅かされることなく安全で平和な生活が送れるようにするということは、私たちが願いは同じですので、それはそれとして受けとめているということでございます。

教員の対応が十分でなかったのではないかということについてはということですが、今回、被告教諭・校長それぞれ、この和解文を確認していて、ここに書かれてあることは基本的に真摯に受けとめる、あるいは、調査が必ずしも十分でなかったことは一定程度認めたということで、この和解をしているというものでございます。

○南委員

では、必ずしも十分でなかったと認めたと。具体的にどこが十分ではなかったのかというところは、はっきりさせなければいけないと思います。一般論で終わらせたら、再発する可能性があるとは私思いますので、改めて具体的なところを、ぜひ指摘していただきたいと思います。

それから、先ほどのその後のいじめについては、いじめを理由にした自死はないとおっしゃいましたが、２人の女子生徒が荏原町駅のホームでということだとか、それから、品鶴線の中に入って亡くなったとか、具体的な事例がいろいろあります。それを全ていじめではないと認めているということですか。最終的に確認をしたいと思います。

○大関教育総合支援センター長

いじめを起因とする事案はないと認識しております。

○有馬庶務課長

この調査が必ずしも十分でなかったという点についてなのですが、最終的にこれは和解となっております。いろいろ裁判所がこの間、事実関係を調査しましたが、最終的には、全体として和解するときこのような表現になって、双方がこれに合意をしたというものでございます。

○熊谷指導課長

こちらの調査なのですが、調査報告書が不十分であるということではなくて、いじめがあるかどうかということについて、実際にこういった悲しい事案が起こる前に、しっかり調査をしたかどうか、そのところが不十分であったということでございます。

○南委員

だから、私はむしろ、そういうところが問題だと思うわけです。それで、私たちもあの当時、いろいろな本を読みながら、いろいろなケースも受けとめながら、質疑をしたことを覚えているのですが、先生たちが忙しいとかということで、子どもがいろいろな思いがあって、先生に言いたいというときに、「ちょっと待っていて、今忙しいから、後で聞くから」と。そういうことをしてはいけないと指摘をして、改善を求めるといった質問をしました。きちんと、どんなに忙しくても、命にかかわる問題だから、いの一番にその子どもの言っていることを聞いた結果、「何だ、こんなことか」と思うこともあるかもしれないけれども、しっかり聞く。そういう時間は大事にしようと、そういうことも含めて言いました。

しかし、そういうことが……。

○塚本委員長

南委員、簡潔によろしくお願いします。

○南委員

簡潔です。人の命がかかっている問題だから、議案ですから言っているのです。

○塚本委員長

皆さんもご静粛をお願いいたします。南委員、過去の質疑の話は簡潔にしてください。

○南委員

もちろんです。わかりました。

したがって、そういう状況をしっかりつくるということが大事であって、そのところが不十分だったと、今教育委員会がお認めになったと私は受けとめているのですが、これからの学校での教員としての対応については重々、もちろんこの内容についても、全ての学校の校長先生以下、教員のところにも届いているのではないかと思っているのですが、この重要な教訓を活かすという点で、きちんと受けとめられるように、そして今までの対応が改善できるような教育委員会としての指導が、私は必要だと思っているのです。

したがって、ぜひそういうことについての見解を伺いたいと。教員は普段忙しいですから、つついということがないようにしてほしいということを強調したくて繰り返しましたので、よろしくお願いします。

それと、この和解については両当事者の間の合意ですから、これについてどうこう言うつもりは全くありません。しかし私が言いたいのは、もう二度と再びこういうことを繰り返さないという点で、甘かった部分もあったかもしれない。そういうところをなくすというものにしていただきたいということを、繰り返しお願いしたいと思います。

○大関教育総合支援センター長

例えば相談を受けた担任が、1人で課題を抱え込んでしまうことのないように、学校が組織的に対応して、さらに教育委員会がそこを支援できるように、学校支援チーム、HEARTSも応援に当たっております。また、年3回、品川教育の日を設けまして、小・中・義務教育学校が連携して情報共有をして、担任だけで困ってしまうということがないように、学校全体、そして教育委員会、あるいは地域も含めて、オール品川で未然防止に当たれるように、対策を充実させてまいりました。今後ともそれを続けていきたいと思っております。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○つる委員

先ほど渡部委員からもありました、本件の事案があった当時、私も委員としてこの場に臨んで、今回の当事者の当該生徒の心をどう受けとめ、そしてこれから、今、各委員からあったさまざまなことについての、前に向けた区のさまざまな対策、取り組みを進めていったらいいのだろうと。本当にその同じ思いで臨んだことが、今も強い記憶で残っています。

本件については、この議案のことについては先ほど来、確認があったとおり、それぞれの原告・被告という形、裁判上ですけれども、そうなっている方々の和解ということで、それはそれとして、しっかりとこの委員会で、私としては受けとめ、そして対応していかなければいけないというところがある前提の中で、あえて言うと、そうしたことについて、この委員会の場で先ほどあったような言い争いで、何かするようなことではないと私は思うし、当時私も申し上げましたけれども、自分自身が自殺を決意するいじめを受けて、当時の学校の先生たちが、それはそれは必死に、それこそ命がけで守り、支えてくれたから、私は今、この席にいるということも当時申し上げて、それだけの心のさまざまな思いとか痛みというのが双方にあるのだということを、当事者の心に成りかわる思いで、どこまで肉薄できたかわかりませんが、伝えさせていただいて、今、区としてさまざまな取り組みが展開されていると。

起こってしまったことは絶対にもとには戻らないわけですが、だからといってそのことに、当時どうだった、ああだったと追及するような形ではなく、誰もが真摯にそれに向き合って、ではこれから、とそういった姿勢がそれぞれみんなに必要なのかなということを、改めて感じたところです。私自身も今もって、当時を思えば嫌な気持ちにもなるし、当時抱いた同じような気持ちにもなるわけです。また、当時主犯格だった人間も、つい最近、私の自宅に来ました。あえて表現は申し上げませんが、こういう形かという感想を思ってしまうような人生の生きざまです。1つの出来事というのはどこまで行っても、特にこうした事案というのはずっと残るのです。

私も、当時も言ったけれども、品川区に生まれ、品川区の教育に育てていただいていた今現在があるわけで、事このことだけではなく、さまざまなことの恩恵を受けているわけですが、だから、今、各委員からあったけれども、本当にそれ以降、議会としても議決をしたり、学校現場もそうだけれども、それこそオール品川で、現場の教員だけではなく、教育委員会だけではなく、品川区、区民の方もみんな、そうならない大前提の人間関係、あらゆる形で共生していくというところをつくっていく。

それが非常に大事なのだろう。それは学校現場の教育だけではなくて、品川区全体の生涯教育も含めてやっていく中で、そうした課題を一つひとつ、先ほど教育総合支援センター長がおっしゃったけれども、根絶することはなかなか難しいけれども、取り組み続けるということが大事であって、それをさらに増していくということを、今回の議案のことを含めて、改めて思いましたので、先ほどほかの委員からもありましたけれども、教育委員会として、そしてまた教育委員会側からしっかりと区に対しても、さらにこれからも、そうしたことのない区にしていこうということでの取り組み強化、そうしたことのお考えを改めてお聞かせいただきたいと思います。

○大関教育総合支援センター長

今後もその時代時代の課題というものもきちんと受けとめながら、さまざまな取り組みが決して風化してしまう、あるいは後退してしまうことがないように、状況を見ながら、場合によっては必要に応じて見直しも含めて、今後ともできる取り組みはしっかりとやっていきたいと思います。品川区いじめ根絶協議会では、教育委員会だけではなく、地域の方あるいは関係各所の皆さんから、ご意見を毎年、毎回いただいておりますので、今後ともこれを継続して、二度とこのような悲しい事案を生まないように、

努力を今後も継続してまいります。

○つる委員

ありがとうございます。当時もたしか、当時の教育長に申し上げて、先ほどの教員の現場での大変さというお話も、ほかの委員からもありましたけれども、子ども同士だけではなく、子どもの命を預かっている学校の教員の方々の心の負担とか大変さというのは、本当にはかり知れないこともあるわけですし、そうした接する方々が殺伐とした中では、なかなか子どもたちのそうしたところにも、どうしても目を閉じてしまうところもあるでしょうし、逆に、自分自身も今しんどいから、子どもの置かれている環境もよくわかるという、共感できるような部分もあろうかと思えます。やはりそうした子どもたちだけではなく、子どもたちを必死になって育ててくれている教員の方々への支援ですとか、またそういったものを、当時教育長に、やはりトップリーダーが現場に行って、何か問題はないか、大丈夫か、困っていることはないかと声をかけていただくこと、地域に出て声をかけていただくことが、すごく大事だと思うということを申し上げて、たしか既に現教育長が地域に出て、さまざま皆様の声を聞いていくことがあったということも伺いました。そうしたことは本当に大事だなと。トップが現場をしっかり知っていて、これは経験者でありますけれども、今の状況をつかんでいただくということが、すごく大事なことかなと思えますので、さきほどのオール品川で、前へ進んでいく、希望に向かって進んでいく。

亡くなった方も含めて、その思いをしっかりと受けとめながら、前に進んでいくという教育委員会、さらに現場の教員の方々支援も含めて、児童・生徒が本当に明るい未来に進んでいけるように、私自身が当時の教育委員会をはじめ、教員の方々に育てていただいたから、今ここにこうやっていられるわけですから、そうした希望となる現場の教育の支援になることを、これからも一生懸命お願いしたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○飯沼委員

本当に二度と再びというか、言葉ではいろいろ言えると思うのですがけれども、今回の和解の中身に含まれていることは、本当に大きいと思っています。原告のご両親の深い悲しみは、絶対薄れることはないだろうし、またこの間、どうして、なぜという思い、疑問がとれることもないと思っています。また、被告の立場になった方々に対しても、事実は消えることはないし、絶対忘れてはならないし、といいながらも、新たな人生を歩んでほしい。人の命がとても大事なのだということを本当に体感したところで、今後の人生に活かしてほしいと思っています。

そういった重い中身であるので、和解に対しては了としているのですけれども、当事者としての品川区、教育委員会のところとしたら、何といても3の(5)のところの再発防止策を真摯に受け止めという、ここに結実するのですが、ここは簡単には言えない中身というのでしょうか、私は報告書をもう一度読み返してみました。教育総合支援センター長が先ほどおっしゃったように、早期発見、そして未然防止が何よりも大事。私はもちろんそうだと思います。でも、いじめばかりに目が行ってしまうといけないなど。未然防止はとても広いと思うのです。

だから、いじめとかではなくて、みずから命を絶ったお子さんもそうですけれども、何がそうさせたのかというのは、とてもはかり知れないくらい広い範囲であると思うのです。なので、簡単に結論づけられないので、その方の立場に立って、どれだけ考えていくのかということところがすごく重要であると思うので、そういった意味では、いろいろな方の意見を入れて検討していかなくてはいけない。

それについて、私は一番大事なものは、教育の中でも社会の中でも、どれだけ子どもの意見表明権というのが尊重されているか。私はされていないと思っています。学校でも努力はされているかもしれないけれども、子どもの権利条約のところでも言っているように、さまざまところで、子どもがもっと主体的に発言できる。教育は決して教えるのではなく、子どもみずからが育つのだと、主体性を育てていくのだという立場も、私はまだまだ日本の教育には欠けていると思うのです。そういうところも含めて、現場の教育行政にかかわっている方たちが、もっと発信をしてほしいと私は思っています。いじめばかりに目を向けないで、もっと広く捉えてほしい。

それと、さっき教育総合支援センター長が、ストレスがいろいろあると。社会にいっぱいストレスがあります、大人の社会でも。子どもの社会でもたくさんストレスがあるのだけれども、そのストレスも、教育現場にいるところのストレスもしっかり捉えて、発信して行っていただきたい。子どもと保護者と現場の教職員と、あと、地域の方の意見をもっと真摯に受けとめる。私は、いろいろ開かれていると、制度は変わってきているのですが、一人ひとりの意見を尊重するというところがまだまだ不足をしていると思うのです。だから、教育委員会だけの問題ではありませんが、そういうのを発信する教育委員会に変わっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長

子どもの意見表明の機会、それから地域の方々との意見を交わし合える場、以上2点についてご質問かと思いますが、児童・生徒会役員懇談会は、毎年それ以降、この平成30年度をもって第6回を行ったところですが、各校の児童会あるいは生徒会の代表者が、学校としての意見を持ってきて交わすという取り組みも行っています。そんな中から生まれている成果の一つとしては、いじめ根絶バッジ、子どもたちが自分たちのデザインをした自分の学校のバッジを、全員がいじめ防止デーにはつけようというのは、子どもたちの意見などから誕生してきて、今、第1・第3土曜日には全校の子どもたちがつけて、こういったことが起きないようにしようとするような、これは今も継続しておりますし、今後も続けていきたいと考えております。

また、いじめ根絶協議会のほか、中学校単位で行う地域健全育成運営協議会なども通じまして、地域の方々の意見などもいただいたり、テーマを持ってグループで協議をしたりするなど、子どもの生き方について学校が指導する、さまざまなヒントを得る場というのは、これまでもございましたし、今後もそういった場を活用しながら取り組んでいきたいと思っております。

○飯沼委員

現状において、教育総合支援センターを中心にいろいろ努力もされているし、新しい試みもされていると思うのですが、私が言いたいのは、大人がつくったスケジュールで、部分的なところでの子どもの意見尊重というのは、とても不十分であると思います。子どもの権利条約の話をしましたけれども、本当に日本の教育全体についても、ぜひ発信をしていただきたい。

なぜかという、受験のストレスはとて多いし、教育要領が変わるたびに授業数が増えて忙しくなっている子どもたち。子どもたちだけではなくて、教員も忙しくなっていますけれども、遊びの時間が奪われてしまっている。本当に遊ぶ時間がなかったり、今の社会情勢の中で、ゲームに時間をたくさんとられて、人と人との交流のある遊びがすごく失われているといったような、子どもたちの現場に接している、本当に一日のうちで、とても長い時間を学校で過ごしているという子どもたちの状況を、真摯に受けとめて、大きな視野のもとで捉えて改善をしてほしい。

私は本当に日本の教育行政は、とても子どもにストレスを与えていると思うのです。そういった立場

に立っての発信をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長

いじめ専用電話はいじめのことだけでなく、さまざまな子ども自身からの発信をまとめております。あるいは、中には直接教育総合支援センターに来て、学校生活について相談したいということで、HEARTSのカウンセラーのところへ直接、来てくれた案件等もありますので、いろいろな形で子どもの意見というものは拾っていき、丁寧に対応していきたいと考えております。

○飯沼委員

ありがとうございます。いろいろHEARTSを中心に努力をされているのはわかっています。でも私は、本当に教育総合支援センターの役割が、ものすごく重要になってきている。でも、何でもかんでも教育総合支援センターの対応になってきているのかなど。そこと、もっと指導課とかと一体になって、なっているとおっしゃると思うのですけれども、学力をつける部分と、いろいろ子どもに起きているストレス関係の不登校とかいっぱい、今はまだまだあると思うのです。表面化していないところにも、ぜひ目を向けていただきたいという意味で、私は教育総合支援センターの部分をもっと充実させていただきたい。

この間、名古屋に視察に行ったときは、いじめの問題とかそういった問題を、経験豊かな人たちが、独立したところで扱っているというのを聞いたので、ぜひ教育総合支援センターの充実をお願いして、終わります。

○塚本委員長

ほかにご発言は。

○石田（し）委員

まず、原告の思いというのは、この前文の（1）に書いてあることだと思いますので、これはぜひ教育委員会としての真摯に受けとめて、これからさらに臨んでいただければと思います。

それと、もちろんいじめの問題というのは、しっかりと取り組んでいかなければいけないことですし、またもう一方で、若年層の自殺についてもしっかりと対応していかなければいけないことだと思いますので、これはいじめのみならず、自殺に関してもしっかりと教育委員会として、若年層の自殺がないように、ぜひさらなる取り組みをしていただきたいと思います。

そして、この和解を機に、原告側、そして被告側、両方が新しい一歩を踏み出すことになると思います。特に、被告側の子どもたちも、これを機に新しい人生というのを迎えるわけでありますので、ぜひ原告側・被告側両方の一歩を踏み出すときに何かあれば、それは教育委員会ははじめ、品川区としてもサポートできることは、しっかりサポートを続けていっていただきたいと思います。その点について何かあれば、お聞かせください。

○大関教育総合支援センター長

教育委員会といたしましては、命に関するさまざまな、心のフリーダイヤルですとか、そういったところで専門の心理士が対応していますので、今回の件もまた、原告の方・被告の方それぞれ立場はあるかもしれませんが、何か相談という部分が入りましたら、年齢に応じて的確な対応をできる部署が区内にはたくさんございますので、确实につないでいける、それから、教育委員会としてアドバイスできる場所はアドバイスするという形で、寄り添った対応を心がけてまいります。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○高橋（し）委員

改めて命の重さというのを痛感しております。この件に関しての考えについては、先ほどの渡部委員、つる委員、石田しんご委員がお話されたところと全く同じで、そのことに関しては、重ねてお話をする段階ではないということで、大変共感するご意見を述べられていたと思います。

私としては、この和解についてのそれぞれの裁判所の趣旨、それから区としての方針等も理解させていただきました。特に、いじめ再発防止を最重要課題として取り組んでいるというところが大きなポイントで、そこを今、きちんとやられているところがあります。

ただ、このことが風化しないというか、それぞれの方々の心にはあるのでしょうかけれども、多くの話の中で風化しないようにということもあります。3、和解条項の概要のところの（1）から（6）に関しては、もちろんこのことは、この件があった当時、すぐにこういうふうに使われて、いろいろなことを進められてきていると思っています。

ただ、ここで改めてこのように和解されるということになったわけで、この（1）から（6）、（7）をどうするかはあれなのですけれども、このことを教育委員会としてどのような形で、和解が成立した後、公表というのか、発表というのか、そういうのはどのような扱いをする感覚なのかということ。それはなぜかという、改めて今後の品川区の教育をこうしていくのだということ、きちんと示すことになるのだと思いますので、そのことについて。

もう一つは、もしお答えできなければ全く構わないのですけれども、（7）の品川区が賠償をするという本件解決金ということなのですが、これは教諭と校長の監督責任といいますか、区立学校ということで、それを含めてということなのでしょうか。それとも、そちらの方々に関しては、またそれはそれで、別に原告の方との何らかのあれがあるのかということだけ。お答えできなければ結構です。

○有馬庶務課長

品川区に関する条項のところを、和解後どういうふうにしていくかということですが、まず基本的には、まだ和解前ですので、区からコメントを出すとかということは未定でございます。教諭の部分については、教諭それぞれ考えていただくべきものかなと捉えてございます。

それから、今回の和解の解決金については、基本的には、ここの品川区と被告校長に関する内容ということで、680万円ということになっているものでございます。

○高橋（し）委員

それぞれありがとうございます。公表に関することと、解決金の話ですけれども、そういったことも含め、今後の対応は未来につながるような形で、しっかりやっていただきたいと思います。

○塚本委員長

ほかに。

○鈴木（博）副委員長

まず、和解文というのは重く受けとめなければいけないということで、とにかく死亡者が出てしまったということは痛恨のことなので、特に真面目であれば真面目であるほど、真摯であればあるほど、あのときこうしておけばよかったとか、これが足りなかったのではないかとか、真摯な反省とか、いろいろな総括は当然あると思います。こういうのがあるから、これが悪かったとかと非難する対象ではなくて、真摯に受けとめれば受けとめるほど、いろいろな反省とか総括というのは出てきて当然なのだろうなということで、私としては非常に素晴らしいことだと思って、高く評価したいと思っています。

それと、2点質問したいのですが、1つは、自殺というのは起こしてはいけないことだから、一番大

切なことは予防だと思う。自殺予防というのは自殺予防教育で、何もいじめに限らず、子どもというのは非常に自殺が、ある年齢は非常に多い。大人も多い。だから、自殺が起こりやすい。自殺とはいろいろな原因で起こる可能性がある。自死というようですが。

それで文教委員会でも、自殺予防教育というのは何回か、実際、先進的なところの見学とか研修とかをさせていただいたのですけれども、今、品川区とかはゲートキーパーの研修とか、要するに自殺を防ぐ大人の研修とかを非常に熱心にやられているのですけれども、名古屋の自殺予防教育のときに、一番大事なのが、子どもに対して援助希求的態度をしっかりと学ばせることが大切だということが、かなり強調されたのを覚えているのです。品川区の今の教育というのは、子どもに対する援助希求的態度、要するに大人には言えない、電話もできない。でも、友達にはぼろっと、僕は苦しいとか言うかもしれない。

だから、子ども同士できちんとそれをキャッチして、大人にしっかりと援助を求める態度というのは非常に大切だということを、かなり強調されていたのですが、それというのは、電話が来るのを待っているのではなくて、正規の授業でしっかりと援助希求的態度を自殺予防の一環として強調して、教育するべきだと思うのですが、今現在、教育されているのかと、これは絶対に自殺を予防するためには重視しなければいけない項目だと思うのですが、その取り組みに関してはどうなのかということをお伺いしたい。

それと、あともう1点は、自殺というのは教育者の間で非常に大切なことなので、教育者が非常に自殺予防教育というのは研究したり検討したりしなければいけないことなのだけでも、これはある意味、心の問題で、精神医学の問題でもある。だから教育者は、精神医学あるいは、医療関係者と、かなり密接なコンタクトをとって、自殺予防に関しては教育者だけの範疇ではなく、もう少し深く広く、ここにのせるべきだと思うのです。

それに関して品川区は、医療関係者と教育者と、その他いろいろ、全庁的な取り組みとして、今年1回やられていますけれども、あれをもう少ししっかり強化して、本当に今後、自殺を起こさないためには、専門家を交えた、もう少ししっかりした大々的な取り組みを全庁的にするべきだと思うのですが、これに関してはいかがなのでしょう。2点質問します。

○大関教育総合支援センター長

子どもたちを対象とする自殺予防教育について、それから、教員に対する取り組みについてご質問いただきました。

子どもたちに対応する部分につきましては、市民科の教科書の中で単元を設けまして、命の大切さ、あるいは悩みの解決方法という単元がある中で、しっかりと「大切だよ」だけではなくて、今度は自分でどう解決するかということ、子どもたち同士、グループで話し合ったり、友達の悩みを聞いたときにはどうしようかという部分を、子どもに実際に考えてもらう。そういった単元構成もしながら取り組んでいるところがございます。これはまた、今後とも市民科の教科書改訂の中でも大切なこととして、今、見直しを進める中でも、さらに充実させたいと考えております。

それから、ゲートキーパー研修をはじめ、大人の教育の部分ですが、これは保健予防課とも連携を進めておりまして、ゲートキーパー研修に各校教員が参加することもしておりますし、また、品川教育の日として、教育委員会主催の教員研修の中で、命の大切さ、今度は教員として、どういうふうに子どもたちのSOSに対して対応するのか、言ってくれない子どもの様子をどう見るのかという部分から、そんなとき、どう声かけをすべきか、そんな部分を毎回、そのときの状況に応じた講師にお願いする等の

研修を行っております。

○鈴木（博）副委員長

教員と医療関係者が、要するに問題がある子どもというか、危ない子どもというか、何と表現してもいいのですけれども、ちょっとこれが気になるから、十分よく見たほうがいいのか、あるいは、それに逆にひっかかってこない子どももいると思います。いろいろな方がいるので、もっと密接に、自殺予防に関しては連携を強める必要があるのではないかとということを、常に思っているのですけれども、もう少し具体的な自殺予防の取り組みというのは、何か試みだとか、今検討されていることとかあるのでしょうか。

特に医療関係者とか、例えば学校に協力するコミュニティ・スクールの周りの方とか、いろいろな方を巻き込んでやらない限り、例えば自殺などは、いじめだけではないのです。いじめというのは一部だけですから、その飛び飛びが一番すごく大切で、自殺するとみんなが不幸になりますから、その辺はもう少し高度な取り組みというのが必要なのではないかと常に思っているので、1つの希望も交えて、質問させていただきたい。

○大関教育総合支援センター長

保健予防課と教育委員会で、これまでも自殺予防について協議している中で、SOSカード等も生まれてきておりますが、今後につきましては、またご提案いただいたような医師ですとか専門家の方にご助言いただいたり、あるいは必要な内容についてご講義いただくなどの機会、さまざまな方法はあるかと思っておりますので、関係機関とも連携して充実してまいりたいと思っております。

○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、各会派の態度を確認します。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○渡部委員

賛成します。

○つる委員

賛成します。

○飯沼委員

賛成いたします。

○石田（し）委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○塚本委員長

それでは、第98号議案、訴訟上の和解についてについて採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

- (1) 平成30年請願第23号 学校給食の牛乳にプラスチックストローを使用しないことを求める請願

○塚本委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)平成30年請願第23号、学校給食の牛乳にプラスチックストローを使用しないことを求める請願を議題に供します。

本件は初めて取り上げますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○塚本委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者の説明を求めます。

○篠田学務課長

それでは私から、学校給食の現状等についてご説明をさせていただきます。

まず、給食におけますストローの利用状況、現状でございます。学校給食で出されます牛乳につきましては、請願者の方からもご指摘がされておりますとおり、学校給食会を介しまして協定を結んだ事業者が学校に納入をしてございますけれども、その際に、プラスチックストローもあわせて納入がされてございまして、給食ではそのストローを使用して飲んでいるということになります。

プラスチックストローについてでございますけれども、教育委員会としましては、1つは衛生的であるということ、それから取り扱いが簡便であるといったことから、学校給食の場で牛乳を飲むための手段としては、非常に有効な方法であろうという認識でございます。

現在、社会的に問題となっているのは、プラスチックストローを利用した後の処理が、きちんとされていないことが原因になっているだろうということで理解をしているところでございます。ただ、プラスチックストロー自体が持つ問題点が幾つかあるかと思っておりますけれども、例えば、その性質から、そのままでは自然環境において完全に分解されないといったことから、きちんと廃棄がされないといけないという点。それから、容器包装リサイクル法の対象外であるものですから、リサイクル体制が確立していないといったことがございますので、利用後は廃棄しているということになりまして、使い捨てとなっているといったことが、プラスチックストローの課題であろうかと考えてございます。

次に、請願者の方が求められておりますプラスチックストローの利用を見直すといった場合の手だてについてでございます。こちらは、例えば1つは、ストローの利用を継続するといったことで考えた場合には、プラスチックストローではないかわりのもの、例えば自然の中で分解するような紙製のものにかえるといったことがあろうかと思っております。これは、ほかのマスコミ等でも各紙で取り上げられている方法かと思っております。

ただ、報道等によりますと、紙製のストローのコストというものが、プラスチック製に比べ、比べるものによるのでしょうかけれども、3倍から10倍程度の費用がかかるといった形で報道がされてございますので、例えば事業者がそのコスト増に対応できるのかと。場合によっては、ただ上がった場合、給食費へのはね返りはどうなるのか。そういった点について、課題になってくるだろうと感じているとこ

ろでございます。

次に、ストロー自体を使わないといった方法も考えられるかということで、例えば紙パックから瓶にかえるといった方法も考えられるのかなということがございますけれども、牛乳瓶の場合には、現行の紙パックよりも大きくて重いといったことがございますので、現状、牛乳に関しましては朝、学校に納入がされまして、お昼に子どもたちに出される間、牛乳保管庫という専用の冷蔵庫に保管をしているのですけれども、これが今、紙パック用で設置してございますので、牛乳瓶になると当然、大きくなっていくといったことがあるので、改めて追加で設置していったりといった必要が出てきます。

ただ、品川区の学校におきましては、特に改築のされていない古い学校は、給食室のスペースがかなり厳しい状況がありまして、新たにこういったものを設置していくというのは非常に厳しいだろうといったこともございます。

また、牛乳瓶の場合、ストローは使わないということで、その背景の問題はクリアされたとしても、新たに例えばビニールカバーですとか、ふたですとか、新たな廃棄物も発生するといった部分もございます。

また、現場の方の意識として、瓶の場合はどうしても紙パックよりもこぼしやすいといったことがございまして、特に最近、牛乳アレルギーのお子さんもたくさんいらっしゃいまして、肌についただけでもいろいろ反応が出てしまうというお子さんもいらっしゃると伺っていますので、そういったことに対する対応も考えていく必要が出てくるのかなと思います。

以上のようなことを踏まえますと、プラスチックストローにかわるものということで、代替手段の導入については、さまざまな角度から慎重な検討が必要であろうと考えているところでございます。したがって、現状では教育委員会として、現状の形をすぐに変えていくといったことを考えているものではございません。

しかしながら、区民の方の環境意識の高まりですとか、あるいは、今後の環境教育への展開といったことも十分踏まえて、このようなことを今後考えていく必要があるだろうということでございますので、学校給食におけるプラスチックストローの取り扱いについては、社会動向ですとか、あるいは他団体、他自治体等の動きを十分注視しながら、今後研究してまいりたいと考えているところでございます。

なお、請願者の方が求められております他団体への意見の伝達等につきましては、議会におかれまして、この請願が採択をされた場合には、その請願内容につきまして関係機関に伝えてまいることは可能であろうと考えているところでございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本請願につきまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○南委員

今、最後におっしゃった「関係機関に」というところが聞き取れなかったもので、そこだけもう一度お願いしたいのと、それから、説明は全般的にはわかりました。大変いろいろな問題が出てくるのだなと思っています。しかし事が、この問題は日本の問題だけではなくて、すごく世界的な問題になってきています。映像で見ると、海岸いっぱいビニールのごみ打ち上げられている映像だとか、かなり最近テレビ等々でも、インターネットでもいっぱい出ていますし、そういうのを見たときに、最後のところの説明で、社会動向とか他団体の状況を見て検討していきたいということで済ませてしまっているのかなというのを、すごく疑問に思うところです。

そういうところを見たときに、必要な対応というのは、お金がかかるかもしれないけれども、やっていく必要はあるのではないかと私は思います。企業が紙のストローを使用することにするということも新聞等々で報道されていますけれども、自治体が率先してそういうことをやっていくように、検討を始めるということが必要なのではないかと考えておりますけれども、改めてその点について、先ほどの話ではなかなか難しいというのが先に立ってしまう答弁かなとは思いますが、改めてその辺を確認したいと思います。

とりあえず今の2点、よろしく申し上げます。

○篠田学務課長

1点目の他団体への意見をお伝えするといった内容でございます。こちらに関しましては、要は教育委員会として、すぐに何か変更していこうという形で声を伝えていくということは考えていないのですけれども、議会でこういった形で請願が採択されたということであれば、その内容については真摯に伝えてまいりたいということでございます。

それから、今後の取り組みについては、社会的・世界的にもかなり広く報道がされているといったことで、こういった形で教育委員会としても取り組んでいくのかといったことでございますけれども、根本的には現状のプラスチックストロー自体に大きな問題があると考えているということは、教育委員会としてはないわけですから、仮にこれを変えとなると、先ほど申し上げたようなさまざまな影響が出てくるというのがございますので、かといって、このまま放置していこうということではなくて、社会的な動きですとか、他自治体の動きですとか、さまざまなものを注視しながら、なかなか私どもの教育委員会が先行してということは考えていないですけれども、きちんとした対応を今後もとっていききたい、これから引き続き研究をしていきたいと考えているところでございます。

○南委員

今年の春に行われたG7で、海洋廃棄漂流物の問題について議論になり、そして検証というのはできてきたようですけれども、日本政府はそれに対して参加をしないという態度をとったということで、本当にこの環境問題では、この問題に限らず、非常に日本政府の対応というのは国民の一人としてひどいなど、無責任だなということを、憤りを覚えるぐらいには私は思うのですけれども、そういう状況だから、そこも見て、先行自治体として頑張る姿勢はないのかなと思ったりもしたのですけれども、大変残念だと思います。

確かに先ほどの説明で、瓶のリユースを考えていくということも1つの方法だと思いますし、私も子どものときですから、はるか何十年も前ですけれども、瓶による牛乳が給食で出て、先のとがったものでこうやってふたを外して、その処理というのは新たにありますけれども、それで飲んでいたと。そういうことも当面、コストも含めていい方法がない場合には、考えていく必要はあるのではないかと思うのです。

おっしゃったような保管庫の問題も含めて、いろいろ出てくるけれども、それはいろいろな努力と工夫でやっていけると思うし、子どもたちに環境教育というコンセプトで、給食を1つの具体的な事例として取り組んで、認識を学んでもらうという点でも、私は大事なことはないかと思っておりますので、いろいろな意味で早急に実現できるように、品川区として、それこそ本当に先行自治体として、やっていくべきだと思います。

教育のところで、いろいろ議論はありますけれども、品川区の教育行政は、先行してやっているではないですか。こういう問題でも先行するべきだと、いいことは私はむしろやるべきだと思っております。

で、そういう点と、あと、先ほどの環境教育という点では、子どもたちが清掃工場等々に社会科見学というので行くときに、あそこでいろいろ環境の問題についても説明を受けて、学んでくる。そういうことが、学校に戻ってきていろいろな教育の中身で、自分があそこの清掃工場に行ったときに説明を受けたこのことは、先生が今言ったこういうことにつながっているのだというふうに、非常にリンクして認識が深まるといいますか、すごくいい体験をされたのだなと思ったのですけれども、そういう環境教育という点でも、具体的な事例をもって教えていくということが1つ大事だと思いますので、そういう点でも、ぜひこの問題をそういう意味でも取り上げていくということが必要ではないかと思います。

したがって、とりあえず手軽にというのかな、できるという点については、私はリユースという点での瓶の牛乳ということも、1つありの選択ではないかと思っているのですけれども、先ほどおっしゃったような保管庫の問題とか、重いことで労働が厳しくなるということもありますけれども、そういう問題についてどういうふうに考えているのか、一つひとつの問題について、本当に検討を今日から始めるというスタンスで取り組んでいく必要があるのではないかと考えているので、その3つの点についてご答弁をお願いします。

○篠田学務課長

新たな取り組み、特に瓶のリユースというお話でございます。瓶を使った場合ですけれども、1つはリユースに関しまして、通常、瓶の場合には8回から10回程度、使い回しができるということが業界の話ではあるのですけれども、実際に細かく伺いますと、実は二、三回目あたりから欠けなどがかなり出てきて、そういったものは順次除いていっているということになりますので、実はそんなには使えるものではないとお聞きしています。

それからもう一つは、瓶の場合には当然、洗って使いますということなのですが、その洗浄水がかなり利用されるということで、そちらの負担もかなり大きいとは伺ってございます。

いずれにしても、先ほどの瓶の使用に関しましては、申し上げたようないろいろ解決しなければいけない課題がございますので、そういったものを踏まえまして、現状このままということではなくて、今後、区民の皆様方の意識の高まり等も受けながら、教育委員会としても今後はこういった形で対応ができるのか、必要なかといったことに関しては、これから研究してまいりたいと考えているところでございます。

○大関教育総合支援センター長

環境教育に関してでございますが、社会科で区内の小学生たちもリユース・リデュース・リサイクル等について学んでおります。また、清掃工場などに見学に行ったりしながら、自分たちの出したごみがどうなっているかという部分は学んでいるところでございます。

今回、区内の小学校でストローに関する授業等は、マスコミ等の報道でも案内があったところがございますので、その学校だけでなく、ほかの学校でも、関心を持っている子どもたちは確実に増えていると思いますが、今、何が一番いいかということは、まだ難しいと思いますけれども、まず自分たちの使ったストローが、その辺に捨てられるのではなく、きちんと処分をされないと環境問題になるのだなということは認識したり、例えば家庭で食事の際に話題になったりとか、あるいは、ふだん自分のごみの扱いをどうしようかという部分は、さまざまな機会を考えるきっかけになろうかと思います。

今後とも環境教育の部分はさまざまな機会を通じて、いろいろなテーマを自分たち自身のこととして子どもたちに考えさせていくことは、教育の役目だと考えております。

○南委員

なかなか具体的な方策をどうするかという点については難しいというのは、私もそれなりに理解しているつもりなのですが、このまま放置しておく、結局、私たち人間の環境の中の生態系の中で循環で、私たち人間自体の健康に大きな影響が出てくるという問題になるわけで、だからそういう点でも、一刻も早くきちんとした対策をとる必要があると思うわけです。

ここの請願にも紹介されていますように、1年間で品川区だけで429万本のストローと、量がどれぐらいかと現実的に見てみたい、どのぐらいの量なのかというのを見てみたいと思っているのですが、それがお隣の大田区でも目黒区でもとなると、ストローだけでも大変な量になるわけです。中に空気が入っているからといって潰したりしても相当な量だと思いますので、そういう点では待てない、それほど深刻な事態になってきているというところの認識を最優先にして、取り組んでいくしかないのではないかと思うのです。

ですから、ここの請願では、品川区から都・学校給食会・乳業者の3者へ声を挙げて頂きたく要望させて頂きますという請願の内容なので、本当にそういう形で上げていけるような結論を、この委員会で導き出していく必要があるのではないかとは思っているのですが、先ほどの説明の中では、関係機関に働きかけていくのは可能なことなのだという区の認識も紹介されましたので、私としてはぜひ、この請願については採択の方向で、発信をしていくと。その発信が日本の国の政府に届いて、世界的な国際会議の場面で恥ずかしいような態度を変えさせる大きな力になると思いますので、そこの先鞭をつけられるような今回の結論にしていきたいと思っています。

○塚本委員長

ほかに。

○渡部委員

会派の紹介議員にさせていただいて、今回この請願を私は採択しようと思っています。あくまでもストローを使ってはだめという話ではなくて、環境に対してどういうふうにもストローの使用を見直していくかというところについては、ストローに限らないとは思いますが、きっかけづくりとして、ちょうどこの請願が出てきて、学校給食のストローというところで、子どもたちといろいろ話を進めていく中で、どうしたらいいのだろうというので、何かそこで代替案が生まれたら、すごくいいのかなと思っています。

例えば、確かに紙ストローがというのは、多分そこは選択肢ではないと思うのです。コストがまだ全然落ちついていない中で、そんなのは使えるわけでは全くなくて、かといって、今、瓶のお話も現実的ではないところもあって、ではコップを持ってくればいいのかとか、例えば私たちもナイフとフォークとかを使っていく中で、実は今、ステンレスストローとかかといって、洗って何度も使えるような感じだというのも、当然このご時世ですから出だしたりという中で、さまざまな可能性といたしましょうか、方策というのが出てくるかもしれない。

まして、品川の子どもたちに一回、問題提起をさせていただいて、どこかでどうしたらいいかなと言ったら、子どもたちが、すごく突拍子もない意見なのだけれども、実はすごくいい意見が出てくるかもしれないなかったりして、環境問題を考えるきっかけ、先ほどご説明にもあったけれども、今、世界中の問題という中で話題にもなっていますから、そういう意味で、考えていくきっかけになればということで、あえて採択をしていこうと思うのです。

3者に伝えることは伝えられるというところなのだけれども、実際問題として、さまざまな取り組みがあるではないですか。例えば、ストローをまずやめることを考えて、つけてもらうのをやめて、コッ

プを持ってきて飲みましようとかというのは、みんなで話し合っ、そこからやっ、いこうよとかというのは、難しいのか、簡単にできるような気もしないではないのだけれども、実際どうなのですか。

○篠田学務課長

例えば、お話のあったコップの持ち寄り等でございますけれども、私どもとしては、安全な形で学校給食を運営していきたいという思いがございます。コップ持ち寄り、それで利用した後、当然洗ったりということになるのですけれども、お子さん方が実際には洗うことになってしまう。そうしますと、なかなかきれいに洗い切れるのかどうかとか、そういったところもきちんと考えていかなければいけないだろうと思っています。

大人であれば、あまり気にならないところも、お子さん方一人ひとり違っていただきますので、そういったところをどういった形で対応ができるのかということをお考えざるを得ないと思っていますので、いろいろな形の提案はあろうかと思っておりますけれども、そういったものを踏まえながら、この先、よりよい学校給食にしていくために考えていきたいと思っております。

○渡部委員

よろしくお願ひします。実は、プラスチックストローは世界的な問題になっていて、いろいろ考えていかなければならないのですけれども、例えば東京都23区の清掃工場だと、きっとこれは焼いてしまえば済む話なのだと思うのです。フィルターが幾重にもかかっているし、高温で焼くから。ただ、そうであっても、CO₂の排出量がというところにもなっていくから、すごくイタチゴッコというか、そういうところがあると思うので、ウミガメのおなかの中とか、例えばマイクロプラスチックというのは、23区の場合は私は事情が違うと思うのだけれども、世界的環境のことを考えると、やはりみんなで考えていかなければならないことなのかなというところも鑑みて、今回は採択していこうと思っています。

○塚本委員長

ほかにご意見は。

○つる委員

今、各委員からあった、至極そのとおりだと思います。

まず幾つか確認で、先ほどご説明の中では、紙ストローが10倍ぐらいになる様子である。逆にプラスチックストローの、学校に今、供給されているもので結構なのですが、プラスチックストローの単価というのはお幾らなのか、わかれば教えてください。

○篠田学務課長

実は私どもは今回、請願を受けまして、確認をさせていただいたのですけれども、製品の製造コストにかかる部分なものですから、正式なところはメーカーからは教えていただくことができなかったです。ただ、一般的ところで調べたところでは、給食で出されているようなストローが、市販でいくと1本当たり0.5円ぐらいで販売されていますので、当然、大量にメーカー等は仕入れていますから、それよりはるかに安い金額ではあるのだろうなと考えているところでございます。

○つる委員

私もちょっと調べた中では、説明にあったような単価ぐらい。製品の大小とか機能性によって単価は若干違うそうではございますけれども、大体そのぐらいなのかなと考えて、例えばナショナルチェーンのコーヒーショップというところでは紙製ストローに変えるとか、いろいろそういう民間的な動きはあります。それはそれで、まだ単価が高いとかいろいろあるので、基本的には区としては、この請願にもあるとおり、

特に乳業者か、製造メーカーというところになっていくのかわかりませんが、そうしたところに技術開発だとか、大きい部分では依頼したりとかという流れにはなるのかなと思うのですが、まず現状のもので、コップを持参してもらおうとかということも含めてあるのですが、そもそも今、品川区で提供されている牛乳の形というのが、三角とか四角とかありまして、どっちなのかわからないのでそこを教えてください。

○篠田学務課長

今、各学校で提供されている紙パックは、例えば500ミリリットルとか1リットルの牛乳パックと同じような、頭が三角になったものが非常に小さくなってコンパクトになったような形で、その上の斜面のところをめくると穴があって、そこにストローを差し込むという形になっています。

○つる委員

調べた中では、鹿児島県下の小・中学校は、そのタイプの牛乳パックで直飲みだそうです。今からだと十二、三年前から、そういう感じでやっていると。

当然、大前提はエコだとかということであるそうなのですが、各地域によっては保護者の方から、マナーとか、衛生的にどうなのかとあるわけですが、基本的に各児童・生徒一人ひとりに配られる牛乳というのは、飲み切りサイズとか、200ミリリットルぐらいになるのでしょうか。当然、嫌いな子はあまり飲まないのしょうけれども、基本的には飲み干すというイメージでいくと、全国的にいろいろな賛否がある中で、まずマナー。大きい1リットルとか、みんなで飲むサイズのを直飲みしてしまって、ほかの人がというのは、多少そういうのはあるかもしれませんが、自分のものなので、例えばその飲み方。ストローを本来挿すところをめくって、そこからチューと出して、先ほど渡部委員が言ったように、だらだらこぼれてしまうという心配はあるかもしれないけれども、口をあけて注ぐときのところから飲めば、それはそれで飲みやすいのかなとか、あると思うのです。おそらく、鹿児島県下の全小・中学校とありましたけれども、沖縄などもそういうふうに行っているというのです。

だから、まずマナーとか、また自分で飲み干すのだから、衛生的にどうだという、この辺の考え方を教えてください。

○篠田学務課長

牛乳パックの直飲みについてでございます。確かに沖縄をはじめ、西日本を中心に、比較的以前からやられているような形で、実はインターネットなどでも調べますと、いろいろな形でご意見が出てくるということでございます。中には、なれていない地域から直飲みの地域に引っ越された方が、これはどうなのかみたいな形で、いろいろ議論がされているといったところも見受けました。

基本的には、実際にそういった形で実施がされている学校もあるということでございますから、直飲み自体が不可能ということにはならないと思います。ただ、1つは、ストローでなれている地域の方から見ると、結構抵抗があるようですので、そういった形でのご理解、品川で実施した場合に、どういった形でご理解を得ていくかといったことが1つと、それからもう一つは、衛生的な部分とか取り扱いの部分で、おそらく小学校の中学年、高学年から先は、そんなに問題にならないかとは思いますが、1年生、2年生あたりになると、開くときに結構こぼしてしまったり、そういったことが実際にはあるような形でもあるので、その辺は指導の話になってきますが、そういった部分を工夫して、導入ができるのかどうかというのは検討していく価値はあるのかなと考えているところでございます。

○つる委員

請願自体は、働きかけということがあるわけですが、働きかけた上で、現場でどういったことが逆に

できるかという、その2方向が必要なのかなと。当然そういうメーカーだとかというところで、そういう製品を開発してくれば、それはそれで事足りるわけです。けれども現状の中で、先ほど環境教育という観点のところでもありましたけれども、では自分たちでできることは何なのかというところを考えていくという観点からするならば、特に西日本中心でやっているそうしたことも、参考にはなるのかなというところがあるかと思いました。

それと、大きい部分で、特に安い単価のストローを使って、それなりの価格があつて、そのお金で環境が破壊されて、大きいお金を使って環境対策をやるという、これは悪循環とよく言われる簡単なことでもありますけれども、それは本当に避けなければいけない部分なのかなと。そういう意味では、大きいグロスで見たときの対策費で、莫大な費用が間接的に国民一人ひとりの負担にかぶってくるのであれば、一定程度の新しい、それに代替するような製品の単価が多少高くても、そこに対する見立てとしたときに、どちらのほう全体としては安くつくのか、それを誰が責任を負っていくのかという部分になると思うのです。

特に環境というのはそこがシームレスで、地球全体でという、どうしてもそうなるわけですが、だからといって、ではその財源をどこが負担するのかみたいな話になってきて、東京都では現都知事が、そうしたところにもすごく強く意識を持ってやっている人ですので、例えば東京都からもそういう財源があるのかなということも期待はしたいのですけれども、そういう観点。

あと、大きい部分では、国連で今、持続可能な開発目標で、2030年を目指して、そのゴールのうちの17には、「つくる責任つかう責任」とあるわけです。さまざまな企業が、先ほどあったナショナルチェーンのコーヒー店なども、そういう観点でおそらく紙ストローとかという社会貢献というか、世界貢献、地域貢献というところでやられていると思うのです。そういう社会的な動きも当然、もっともっと動いていただきたいというところがあるのですが、その部分で、あとは、これは可能性ですが、例えばお膝元の私たちの品川区で、実は来年の4月の製品発表に向けて、区内にある企業の方、紙コップの国内シェア最大の企業があつて、そこが紙ストロー、それから紙のふたの製造販売を今、進めているということを確認できました。

だから、例えば大きい話は当然、この請願にあるように働きかけをしていくのですが、そうした区内の企業の中にも紙ストロー、単価がこれは1本13円というから、やはり10倍近くになってしまうのかなというのはあると思うのですが、そもそもストローは日本語で言うと、麦わらなのです。飲むのはdrinking strawで、麦わらを使って飲んでいたということを考えれば、そもそも燃やせるものでやっていたのだということを考えると、原点回帰ではないですけれども、そうしたところも含めれば、国内企業との連携という中で、何かしら模索できることもあるのではないかと思います。

これは教育委員会だけではないと思うのですが、この請願も当然、採択・不採択はありますけれども、採択された際にはそうしたことも含めて、各課、区長部局とも連携をとって進めていっていただきたいと、最後は要望で結構です。

○石田（し）委員

まず、普通の子どもを持つお母さんたちが、こうやって環境問題に取り組みされて、一番身近なところでどうやって解決できるのかといったときに、学校のストローの話が出たのだと思うのです。これはすごいことだと思って、我々党派としても紹介議員になったのですが、まず、もし品川区で本気になって、ストローを使用しないという決断をしたときに、どうやったら品川区の給食でストローを使用しないことができるのですか。東京都と学校給食会と乳業者がいて、品川区だけでプラスチックストローを使わ

ないということが、現実的にできるのかどうかというのが、まず1点。

できないのであれば、どうやったらそれが可能になるのか、その方法というのがあるのかどうか、まず教えてください。

○篠田学務課長

プラスチックストローを使用しないということについてでございます。現状は東京都と学校給食会と乳業者の3者協定という形で結んでいまして、安定供給のためにやっている。乳業者からは、紙パックについて、ストローをつけた形で納入していただいているというのが前提になっております。これについては、逆に品川区がストローは要りませんという話を持っていけば、ストローをつけないで、要は紙パック自体にくっついているわけではなくて、ストローと紙パックが別々になった形で納入がされますので、そのこと自体は不可能ではないです。

ただ、そうしたときには、その代替の手段がきちんと確立していないと、当然それは話ができませんから、その代替手段としてはどうするかという形で、先ほど来お話が出ていたような形で、利用していく必要があるか考えていく必要があるところでございます。

○石田（し）委員

ありがとうございます。わかりました。

ということは、逆に乳業者がメイン。要は、飲み口がついているパックというのが今はあるわけではないですか。既に市販であります。皆さん飲んだことありますよね。キャップがあって、普通に直飲みができるように。なくはないですよね。例えばそうしたときに、どっちがいいのかとかというのを、乳業者との話し合いの中でというのは可能なのですね。それはもちろん、東京都と学校給食会というのが間にあるのだろうけれども。

先ほどから直飲みの話も出ているけれども、ストローを使わないで、そっちでやりましょうというのは、契約上可能なのではないかと思うのですが、そういうやり方もできなくはないのかどうか、教えてください。

○篠田学務課長

ただいまご提案のありましたような形での、パックにプラスチックの飲み口、キャップがついている形のものということでございます。そうしますと、容器の形態自体が変わりますので、1つはそういった形態のものが、学校給食用として業者が対応できるのかどうかという検討が必要になると思います。

もう一つは、あの形のパックになりますと、当然キャップ等、プラスチックが出ますので、廃棄物が出てくるのかなということ。それからもう一つは、想像ですけれども、コストは通常のパックより当然高くなってきますので、おそらくストローを検討するよりは高くなるのではないかと考えられます。そうしますと、それがコストにどう反映されるのかというのがございますから、例えばそれが販売価格に結びついてしまうのかどうか。現状は公定価格という、協定の中で価格が決まっておりますので、その価格の中でやれるかどうかという話になってきてしまうと思います。

例えば品川区だけが別の仕様のものを納入してほしいといったときに、その価格との調整はどうなるのかといったことは、実は今までやったことがないので、実際に話し合ってみないとわかりませんが、そういうことが可能なのかも含めて、検討が必要なかなと思います。

○石田（し）委員

いろいろコストのこととか話されますけれども、この請願書にも書いてあるとおり、品川だけでも429万本、毎年牛乳があるわけです。乳業者からすれば、すごく大きなお客様です。そこでコスト

をどうこうというのは、それはもちろんあるのだろうけれども、そういうのも含めて、例えば入札に関しても、やる事が可能なわけです。何をとるかという部分で、今回の請願は、プラスチックストローをやめて環境をみんなで考えようという、1つのアクションなのです。

それをコストだとか、どうこうとかという話ではなくて、本気で品川区の教育委員会として、子どもたちも巻き込んで、こういう環境教育を、肌でみんなで感じようよというアクションを持てるかどうかだと思うので、私はこれはぜひ進めていただきたいと思いますし、ただ先ほど、可能か不可能かわからないけれども、そういったことを品川区から発信して、23区でみんなでやろうよというのは、もっと実現性が高くなってくだろうから、その先頭に品川区が立って、まずそういうことを考えて、やってみませんかという働きかけというのは可能なのかなと思うので、そういった部分も含めてぜひ、私はこれは真剣に考える余地があるのではないかと。

こういうことをやることによって、子どもたちはこれを覚えると思います。逆に、教室で環境問題とって、プラスチックストローを使うなと言っていても、忘れてしまうかもしれないけれども、実際に自分の給食でプラスチックストローがなくなったら、多分、大人になっても覚えています。あのときになくなったのだと。だから今、海がきれいになったと、将来的にそうなるのだと。それをきちんと子どもたちが体験するというのが大きいことで、それは今回出されているエコロの皆さんたちの思いでもあるのだろうと私は思うし、こういう発信をしてくれているというのは、私は本当にすごいことだと思うので、ぜひこれは前向きに教育委員会としても捉えていただきたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○高橋（し）委員

今、いろいろな委員の方がおっしゃったわけですが、これをきっかけにして、先ほど瓶だとどうか、紙でどうだというところの議論が、こういう形で請願が出てきたことで進められたわけですし、環境面から考えるとストローをなくしたほうがというところは、もはや疑いのないところであって、こちらを提出された方々の理由のところにもありますが、身の回りから実践可能なゴミの削減や分別の徹底などといった観点で、こういうところを出してきていただいているということも受けて、この請願に関しては何とか進めていければと思っています。

先ほど石田しんご委員からもありましたけれども、そういった動きがあれば、メーカーでも品川区だけで429万本なら、23区合わせたら何本になるかというところであって、1つの大きなマーケットになっているわけで、そこと、給食なので、費用との関係というのはまた難しいところがあるかもしれませんが、企業からしてもエコにつながった商品開発というところで、大きな動機になっていくのだと思うので、企業に働きかけるという意味でも、まずは一歩出ていくことが大事ではないかと思っています。

そんなところで、都内の教育委員会の指導課には課長会があるとお聞きしているのですが、今みたいな形で、課長会の中でこういった話題は出たりしているのでしょうか。そこを伺います。

○篠田学務課長

学校給食を担当しているのは、特別区の学務課長会というところがございますので、そちらでやってございます。学務課長会の中で、環境面に配慮したプラスチックストローの見直しといったテーマについては、今のところ声は出てきてございません。

ただ、せんだって学校給食の乳業者が集まる会があったとお聞きしてまして、その中では各校、

一部そういった声が上がってきているという形ではあったようなのですが、具体的に乳業者にもアクションがあったということではないと伺っていますので、まだ全体として、こういったものが特別区の中で、動きとしてあるということは把握していないということでございます。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。何らかのそういったアクションが少しずつあるということはわかりました。ぜひ、先ほどのお話もありましたけれども、品川区が先頭に立ってというところも期待したいと思います。それこそ直飲みに合うようなパックを考えつく方も、必ずいると思いますので、そっちの方向もいかなと思ったりします。

○飯沼委員

本請願は、文教委員会にふさわしい請願であると思っています。教育機関なので、ぜひ子どもたちに身近な環境を考えていくという意味で、とてもいい素材になると思うのです。ほかの委員から出ました直飲みというのも1つの考えだし、直飲みでこぼれてしまうのだったら、1年生などはコップを用意すればいいと思うのです。そういった意味で、子どもたちにどんなアイデアがあるのかというのを、ぜひ投げかけていただきたいと思います。

あと、教育なので、現状のごみになったものがどうなるかというの、しっかり教えてほしいと思っています。共産党は、ごみ問題については3R、リデュース・リユース・リサイクル、とにかくごみを出さないのだというところを根本に捉えているので、本当にこういう請願が出されて実現をしていけば、ごみの大もとからなくなっていくと思うのです。

質問は、紙のパックとストローと包んである容器が、飲み終わった後、どういうふう処理されているのかを教えてください。

○篠田学務課長

まず、紙パックでございますけれども、バージンパルプという非常に上質なものでございますので、乳業者が毎朝納入しますけれども、そのときに全部、廃棄分を必ず回収していくという形になっていきます。

ストローと、そのストローを包んでいる包装でございますけれども、こちらは先ほど申し上げたとおり、容器リサイクル法の対象外になっておりますので、リサイクルの体制が確立してございませんので、こちらに関しては、まとめまして廃棄をして、品川区内では燃えるごみとして扱われますので、焼却処分がされているというものでございます。

○飯沼委員

紙パックは良質で、多分、紙にリサイクルをされていると思うのですが、ストローと包装は容器リサイクル法にならないのですか。私は周りの袋は容器なのかなと思って。でも、ストロー自体は廃プラスチックなのです。だから今、私たちは、容器リサイクル法にのっとらないプラスチックもきちんと回収して、プラスチックで使っていく。

あと、サーマルリサイクルは反対しているのです。結局この品川区の子どもたちが使ったストローは、多分燃やされている。燃やされると、廃プラスチックを燃やすと地球の温暖化につながっていくという、そういうところも含めて、利用するところから後の処理のところまで、きちんと子どもたちに伝えていきながら、どうしたらこの地球環境を守るのかという立場で、身近な問題ですが奥の深い問題なので、ぜひ教育に役立てていただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○大関教育総合支援センター長

実際に自分たちが出したごみがどのように処理されているのか、子どもたちは見ておりますので、自分が極力ごみは出さないようにしようと品川の子もたちは考え出していると認識していますので、今後ともさまざまな機会を通じて、環境について、まず3Rという部分はしっかりと学ばせていきたいと思っております。

○飯沼委員

よろしく願いいたします。

○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは改めまして、本請願の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○渡部委員

結論を出すで、採択です。

○つる委員

結論を出すで、採択です。

○飯沼委員

結論を出すで、採択です。

○石田（し）委員

結論を出すで、採択です。

○高橋（し）委員

結論を出すで、採択です。

○塚本委員長

それでは、本請願については、結論を出すとのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

それでは、本件は本日結論を出すということに決定いたしました。これまでの質疑でそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本件については、簡易採決により採決を行います。

それでは、平成30年請願第23号、学校給食の牛乳にプラスチックストローを使用しないことを求める請願についてお諮りいたします。

本件を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決定いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時25分休憩

○午後1時25分再開

○塚本委員長

では、ただいまより文教委員会を再開いたします。

-
- (2) 平成30年陳情第22号 すまいるスクールの利用者ニーズ把握のためのアンケート調査の実施をを求める陳情

○塚本委員長

(2)平成30年陳情第22号、すまいるスクールの利用者ニーズ把握のためのアンケート調査の実施を求める陳情を議題に供します。

本件は初めて取り上げますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○塚本委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者の説明を求めます。

○高山子ども育成課長

それでは私から、平成30年陳情第22号、すまいるスクールの利用者ニーズ把握のためのアンケート調査の実施を求める陳情につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、品川区のすまいるスクール事業の概要でございますが、平成13年度より第二延山小学校のモデル実施を皮切りに、平成18年度から全小学校での実施に至りました。放課後や土曜日、夏休みなど長期休業日等に学校施設を活用して、児童らが学習や遊び、スポーツなどができる居場所として実施してきております。

品川区の特徴といたしましては、文部科学省が進める児童の居場所のための放課後子ども教室と、厚生労働省が進める就労家庭の児童を対象にした福祉施策である放課後児童クラブを一体的に運用いたしまして、学校と一体となった教育を視野に入れたさまざまな対応を行っていることが挙げられます。

区では、冒頭申しましたように平成13年度の事業発足以来、その後も制度については継続的に見直しをしてまいりました。しかしながら、国の動向や社会状況の変化に伴って、子育てに対するニーズも変化してまいりました。特に就労家庭の保護者から、実施時間の延長に対する要望が寄せられたことから、平成28年度に利用時間の延長を含む大規模な利用の見直しを実施いたしました。具体的には利用時間の延長と利用料の見直し、そして間食の提供などでございます。

陳情の要旨にございます区内在住の全小学生とその家庭を対象にした悉皆アンケート調査の実施についてですが、区では本年度、すまいるスクール利用者アンケート調査を実施いたします。これは、すまいるスクールを利用する保護者および児童を対象に、制度改正後3年を迎えた本年度、3,000世帯を対象といたします調査を実施するものでございます。

すまいるスクールを利用しない児童も含めたアンケート調査の実施につきましては、費用面では多額となること、集計と分析に一定の時間を要すること、また統計調査においては、このような標本調査というのが一般的でございまして、3,000世帯という標本数は決して少なくないこと、また、すまいるスクールは基本的には、希望する児童は全員受け入れるというスタンスから、学童の待機児童は本区においては存在いたしません。したがって、利用児童の調査から、実態の把握は一定程度可能だと考えております。

しかしながら、今後も利用者ならびに保護者の意見を踏まえまして、継続的な見直しを図り、子どもたちにとっての安全・安心な放課後の居場所として、すまいるスクール事業の充実に努めてまいります。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本陳情につきまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○南委員

今、説明があり、アンケート調査は3,000世帯ということで説明がありましたけれども、その調査とは、ここの陳情に書かれてある、「利用者ニーズを的確に把握し」ということに応える内容でやるという理解でいいのか、そのことを1点伺いたいと思います。

そして、すまいるスクールに対する満足度について、区としてどのように把握しようとしているのか、保護者と子ども両方の意見を聞く必要があると私は思うのですけれども、区はどのように満足度について捉えようとしているのか、それを伺いたいと思います。

○高山子ども育成課長

2点のお尋ねでございます。

本年度実施いたします3,000世帯規模の調査が、ニーズの把握に資するののかといった1点目のご質問でございますが、本調査につきましては保護者からのアンケートを中心に、児童からの簡単な質問形式によるアンケートということで、保護者と利用する児童、双方の意見を踏まえられるような形で実施するものでございます。したがって、本陳情の趣旨にございますような、制度改正後、一定期間を経ての今回の大規模な、初めての調査となりますので、こうした調査を通じまして、一定の陳情の趣旨にうたわれているような内容については、把握が可能だと考えております。

そして、2点目についても、保護者・子どもの意見というのをどのように捉えられるかという点につきましては、繰り返しになりますが、今回の調査につきましては、保護者の意見を中心としつつも、子どもの意見もいただくような形での調査形式で進めてまいりますので、そうした意味におきましては、双方の意見を踏まえて事業の見直し、事業の質の均質化等、需要者の評価にも資するような調査としてまいりたいと考えております。

○南委員

そうすると、おっしゃったからそうなのだと理解はしたのですけれども、あえて申し上げますが、ここの前文に書いてある、小学4年生以上になってしまうと18時までしか利用できなくなると。そういうところの、18時まででいいですという家庭はともかく、それ以降も、少なくとも19時までは見ていただきたいという方に対しては、利用者アンケートでどの程度の割合でいるのか、少なくとも実態的にはあるということであれば、それも受けとめて検討しようというふうになるのだらうと思うのですけれども、具体的な1つの例を挙げて質問ですが、そういうふうを受けとめる調査でいいということで理解していいのでしょうか。

○高山子ども育成課長

まさに利用者の満足度を、現制度、制度改正後の今のすまいるスクールの仕組みについて、どの程度利用者や保護者の理解が得られ、そして満足度が得られているかというところを調査するものでございますので、例えば利用時間でありませうとか、あるいは利用料金なども含めて、一通りのものを聞かせていただいて、そうした意見の趨勢を捉えてまいりたいと考えているところです。そうした意味では、調査の結果を踏まえて今後の制度の見直しを図るといった点については、スタンスとして変わるものではご

ざいませぬ。

○南委員

アンケートをするということなので、それはそれとして、今も質問してご説明があったので、ぜひやっていただきたいということで、見守っていきたいと思っておりますが、実施時期はいつなのかと、それから来年度に向けて、そういう検討したものを活かせるというか、具体的に具現化するのはいくつからと受けとめていいのかどうか、その2点をお願いします。

○高山子ども育成課長

2点お尋ねいただきました。

調査の時期、1点目でございます。これにつきましては、この12月からの調査開始ということでございまして、年明けの3カ月間かけて集計・分析を図ってまいりたいと思っております。その関係で、適用の時期につきましては、分析の中身によって費用等を伴って、一定程度予算立てをしないと実現できないようなものにつきましては、平成31年度を検討期間とする見直しに反映させてまいりたいと考えております。

また一方で、軽微なものといいますか、すぐにでも取り組めるようなものは、この1月から3月の間で取りまとめが可能であれば、それは平成31年度に速やかに反映してまいりたいという考えでございます。

○南委員

最後にしようと思ったのだけれども、申しわけありません。

利用料金についても調査をとるような説明でした。上げるのか下げるのか、そこは不鮮明なのですが、上げるということではない方向で検討もしていただきたいと思っておりますが、その辺についての感触というのは、もしあれば伺いたいと思っております。

○高山子ども育成課長

負担感というものが、ある程度この調査の中から、手応えのようなものは多分つかめるものだと思います。1円でも安いほうがいいというご意見はもちろんだと思いますが、おおむねの理解として、17時までの扱い、そして学童部分であります18時まで、19時までの預かりの月の負担が、保護者にとってどのくらいの受けとめられ方をしているのかということは、この機に、ぜひ3年の見直し後、3年を経た今、確認しておきたい点でございます。

同時に、他区と比較いたしまして、特に品川区のすまいるスクールの利用料金が過大に負担を強いているということでもございませぬし、また同時に、減免の制度もこの月額の利用を導入する際に検討して、導入した経緯もございませぬので、そうした減免の制度も含めまして、保護者の方がどのような受けとめ方をしているかということ、この機会に確認しておきたいというものでございませぬ。

したがいまして、上げる・上げないということを直ちにこの場で申し上げるのは尚早かと思っておりますが、少なくとも保護者の方の受けとめ方については、この機会に把握してまいりたいと考えるものでございませぬ。

○南委員

私はできれば上げない方向で検討していただきたい。その理由は、やはり子育て費用の負担感です。なかなか経済的に大変な状況が一般的にはあります。子育て費用もかかるというところが、広くさまざまなアンケートでも出されているところです。そういう負担感を拭いていくということが大事だし、これは少子化を克服する大きな条件になっていると思っておりますので、検討するというところでは、負

担感のところと、できるだけ負担を和らげるという角度で検討をするべきだと思っておりますので、意見として申し上げたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○飯沼委員

陳情の上のところから、具体的に何点かお伺いしたいと思いますが、1点目には、品川区子ども・若者計画（素案）のパブリックコメントの意見とあって、小学4年生以上になると、親が就労している場合でも18時までしか利用できなくなる。支援学級や支援学校在学の小学4～6年生の場合、ひとりで過ごすには困難や危険が伴うため、親が仕事を早退して、子どもをすまいるスクールまで迎えに行くなどしなければ等と書いてあるのですけれども、1点目は、お仕事をしていられる方というのは、保育園では最低、夜の7時半まで預かってもらえるといった状況の中で、1年生から3年生は大丈夫だけれども、4年生になってからは18時までということで、お仕事をしている方には大変困難な状況になると思うのですけれども、この辺の4年生以上を受け入れられないという、特に障害を持った方のところについて、考え方を1点教えていただきたいと思います。

あと、下のところで、トワイライトステイのサービスもあるけれども、料金負担が非常に大きくなる。この中身も具体的に、トワイライトステイの料金体系とかを教えていただきたいと思います。

もうちょっと下のところで太い字で、区の対応として、利用者ニーズを的確に把握し、不断の見直しを図ってまいりますと書いてあるのですが、この辺はいつ、どのような中身で見直しをしていくのか、この3点をまずお伺いします。

○高山子ども育成課長

3点のお尋ねでございます。

まず、1点目の4年生以上の利用時間、18時までという点の考え方でございますが、基本的には、本すまいるスクール事業は全児童対策事業でございますので、4年生以降の放課後の過ごし方が多様化するということと、子どもの成長に合わせてということで、現在のところは3年生までを19時までの延長ということで、延長拡大したところでございます。したがって、子どもの成長に合わせてということが基本的な考え方となっております。

それから、2点目のトワイライトステイの概要ですが、こちらは品川区の家庭あんしんセンターの中にごございます子育て支援センターの事業でございますので、すまいるスクール終了後の時間帯に子どもを預かる放課後事業と申しますか、預かり事業でございますので、基本的には料金が1,200円で、夜10時までのお預かりということで、送迎料をご負担いただければ、学校などに迎えに来るといったサービスも伴うものでございます。したがって、これは区の実施している家庭あんしんセンターにおける費用でございます。

そして、3点目の不断の見直しにつきましては、まさにすまいるスクール事業を継続的にいいものにしていく、利用者そして保護者に資する事業として展開する上で、行政のみでニーズについて一方的に考えるのではなく、利用している保護者と児童からの直接の意見を踏まえて、折々で見直しをしていくといったものでございます。これは事業一般に適用できるような一般的な考え方だと思いますが、本アンケート調査は、まさにそうした不断の見直しの契機と考えているところでございます。

○飯沼委員

ありがとうございます。

まず、1点目の3年生までというところは、放課後の生活の仕方の多様化と、子どもの成長に合わせてといった意味においては、特にここに書かれているのは、ひとりで過ごすことが困難な支援学級や支援学校在学の4年生、6年生ということで書かれているので、子どもの成長・発達を考えたなら、個別に配慮の必要な、例えば障害者差別解消法とか、成長に合わせた対応をしていくという意味では、特別な配慮が必要な子という意味では、成長に合わせてというところでは、生活が困難なというか、預かっただけいたら助かるという、ここに書かれているのは本当に当然の声かなと思いますし、パブリックコメントに書かれているご意見は、私はごく一部の、氷山の一角の意見だと思うので、今回アンケートをとられるということとはとてもよいと思って、こういうところをもっとわかってくると思うのですが、こうやって配慮の必要な子どもたちにとって、ぜひ具体的に対応していただきたいと思うのですが、こういった意見は幾つか出されているのかどうか、そこを1点お伺いします。

それと、トワイライトステイは1,200円、夜10時までということですがけれども、夕食を含むと。夕食を食べない、例えば18時が19時になったら何とか間に合うというような人の場合、もっと安い料金で預かっただけなのか、あと、迎えに300円、車で多分迎えに行ってくださいと思うのですが、かかっているということにおいては、1日かなりの額がかかって、毎日お仕事をし、18時に間に合わない方というのは、それなりにお金もかかるし、またほかの手だてを考えるとかということなので、すまいるスクールが19時まで延長になったら、すごく助かる方がいらっしゃるのではないかなと思うので、その点が1点です。

あと、すまいるスクールを利用されている、障害等で配慮が必要な方というのは、何人ぐらいいるのか。あと、悉皆のアンケートを求めるという中心には、利用できない、すまいるスクールに行くと仕事ができないとか、いろいろ不都合が生じるので、利用していない方もいらっしゃると思うのです。そういった意味で、利用しているだけではなくて、利用していない人の意見も聞くことが、すまいるスクールをよりよいものにしていくことになると思うのですが、その点はいかがでしょう。

○高山子ども育成課長

4点お尋ねいただきまして、1点目の個別の児童に配慮した対応ということで、4年生以上も19時までの預かりをしてみてもどうかということでございます。すまいるスクールのメリットとしましては、集団の中で生活をする。言ってみれば、個別の特別な対応というのはできませんので、そうした障害をお持ちのお子さんがある場合については、職員をプラスで配置するといった形での対応ということになります。そうした放課後サービスにご理解をいただいた方の利用ということになってまいりますので、いわゆるマンツーマンのような対応というのは、そもそも放課後の事業としていくと、そこまでの手が及ばないというのが正直なところでございます。そうした意味で、それを知っていただいた上で、集団の中でほかのお子さんと同じように育てたいという、そうした部分には寄り添ってまいりたいと考えております。

そして、2点目のトワイライトステイの件は、すまいるスクールが長く利用できれば、そうしたトワイライトステイの利用をしなくても済むというお話かと思いますが、確かにサービスに対応したような料金設定となっておりますので、そうした意味においては、当然すまいるスクールよりも手厚く、そうした施設においては対応していただけるということもあるかと思いますが。それは保護者の方のかかる費用とサービスの内容とのバランスの考え方ということになるかと思いますが。

3点目の障害をお持ちのお子さんの利用の数としましては、大体すまいるスクールは登録児童が1万人ほどいるのですけれども、その中で、何らかの形で支援が必要なお子さんというのは、平成29年度

末の数字を申しますと、約500人の方が何らかの形で支援が必要なお子さんということです。そういう意味で申しますと、そうしたお子さんの登録が多ければ、それに見合った職員を加配という形で対応することが、すまいるスクールにおける一般的な対応ということになってまいります。

そして、悉皆という形で、利用していない方の意見もというお話ではございますが、先ほど申しましたように、そうした前提のもと、このすまいるスクールは成り立っておりますので、手厚いほかのサービスなどを選択する中で、すまいるスクールの中身が正直、満足できないという方は、合理的な判断として、他の放課後事業等をご選択されるということかと思っておりますので、我々としても最大限努力はしてまいります。すまいるスクールが本来持ち合わせます集団生活の中での学びと成長という部分においては、ある程度事業の中で実現していける中身については、全てをかなえるということはなかなか難しいという状況もあるかと思っておりますので、利用者のニーズの把握に当たっては、利用されている方の意見を聞くことが、大きな方向性として、利用者ニーズを把握するには最適だと考えているところでございます。

○飯沼委員

今回、利用者のところのニーズ、子どもも含めてということで、一歩も二歩も前進かなと思うので、その点は評価をしたいと思っておりますけれども、事業というのは広く捉えていく。なので、利用していない人のニーズもしっかり把握をしていくという姿勢は、今後持っていただきたいと思っております。これは意見です。

あと、障害を持ったお子さんが、どこで教育を受けようとも、どこで生活しようとも、そのお子さんや保護者の皆さんが、より安らかにというのか、不便を感じないで生活できることを考えていただきたいと思っております。例えば支援学級とかに通われているお子さんが、放課後デイサービスとか、そういった部分でほかの施設に移動するというのは、とても大変なことだと思うのです。

だから、同じ地域で同じ学校で、地域の例えば支援学校に通っていても、自宅の近くのすまいるスクールは利用できる。一人ひとりの発達の状況に合わせて、基本的には支援計画を立てて、その一環ですまいるスクールを利用してもらおうという、そういう基本の姿勢が品川区にまだないというか、支援計画が立てられていないので、言ってみたら、大事に育てられていない。その子に合ったすまいるスクールが提供されていないのです。すまいるスクールはこういうスタイルなので、ここに合う人は利用してくださいという。それではだめだと思うのです。

地域に住んでいる子どもが、教育と同じにひとしく選んだところで、よりスムーズに一日が過ごせるという立場においては、ぜひ差別なくというか、その子に合った利用方法を考えてほしいと思っております。いろいろな手だてがあるので、それを選んでほしいというのではなく、そこの要求が満たされるようなすまいるスクールになっていただきたいと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○高山子ども育成課長

そうした意味では、すまいるスクール事業というのは、いわゆる児童指導員という、放課後児童支援員という資格を持った職員がかかわることが大半です。もちろん、支援員となるに当たっては、障害に関する理解であるとかといったことを、研修の中で取り扱うわけなのですが、専門的な知見を職員一人ひとりが持ち合わせているかという点においては、そこの部分に十分意に沿うというのは、なかなか難しい部分がございます。

そうした意味では、支援にかかわる職員の総合的な底上げというのが不可欠ですので、単に人がたくさんいれば支援の手が十分かという、そういうことでもございません。なかなか重い課題だとは思

ますが、そうした職員の資質向上ともども、今後考えていくべき内容ではないかと考えておりますので、決してその必要性がないということを申し上げているつもりではなくて、受け入れる体制の底上げというのも一方では必要だと考えておりますので、そうした部分を並行して進めてまいりたいと考えております。

○飯沼委員

ぜひ総合的に。特に障害、今は発達障害とか、すごく見きわめが難しいお子さんもいらっしゃるというところにおいては、横の連携を十分にとって、すまいるスクールをどの子も居心地のいい場所にしていただきたいと思います。

最後に、ここに、子ども・子育て会議において多くの委員から意見を求めたうえで検討するようにしてくださいという、今後の制度について、ここは当然、識者の方もいろいろな方が参加をしている会議ですので、ぜひこのところは活かしていただきたいと思いますが、最後にお考えをお聞かせください。

○高山子ども育成課長

子ども・子育て会議につきましては、もともと子ども・子育て支援新制度の発足とともに立ち上がった会議体でございまして、こうした放課後も含めまして、保育でありますとか、あるいは子育て短期支援事業、そしてファミリーサポートなども含め、幅広く議題として取り扱うということが、子ども・子育て会議のももとの役割ですので、そうした議題として、もとより想定しているものでございますので、今後議題として取り上げていくことは十分考えられると考えております。

○塚本委員長

ほかにご発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

それでは、本陳情の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

結論を出して、自民党は不採択でございます。

今回の陳情は理由とかと書いてあったりするのだけれども、要はアンケート調査をしてくださいというところであって、障害をお持ちの場合とそうでない場合と、分けてはいけないのは当然わかるのだけれども、ただ、その福祉的側面と考えたときですとか、さまざまなことがあるのは事実、しようがないにしても、それを同時にいろいろやっていくのはいかなものなのかなと思いますし、あと、飯沼委員の先ほど利用しない理由というのに対して、私はすごく違和感があります。必要ないから利用しないし。利用しにくいのではないのです。結局、私も保護者何人か聞くのだけれども、親は行かせたいのです。でも、子どもは行きたくないのです。友達と遊びたいから。私が聞いた範囲では、利用しないのは、ほぼそれです。多分、飯沼委員のご意見は少数意見だと思います。

だから、そこに関して利用しない方は、必要ないから利用しないのであって、利用される方にとって使いやすいすまいるスクールである必要は私はあると考えますから、そこはアンケートを3,000もサンプルをとる。3,000もという言い方は変かもしれないですけども、3,000は立派な数でして、そんなにとるのだなと思っていて、その中でいろいろなお話があると思います。

すまいるスクールは、私たち会派ではかねてから言っているように、あくまでも17時までで

す。17時という言葉が出てきていないのだけれども、すまいるスクールは17時までなのです。必要に応じて18時であったり19時であったりというのがあって、子どもの成長の過程に合わせてというのは、そのとおりだと思います。それが延びることによって食事が必要であれば、その部分は当然、家においてもお金はかかるわけで、それをすまいるスクールでということ、そこに必要なお金は当然お支払いいただかなければならないわけだと思います。

ただ、長期休み中の昼食の有償提供というのは、今のお子さんたちは、例えばお弁当を当然持って行ってということなのでしょう。それが困難だという方に対して、どういう手だてをするかとか、場合によっては考えなければいけないのかなと、これは私も思ったりはするのだけれども、そのために給食室をあけてどうこうという話ではないので、それをどういうふうにやっていくかというのは非常に難しいけれども、家庭の中でもいろいろ知恵を絞っているのかなとは思っています。

これだけ役所のほうもアンケートをとって、これからまたやっていくということですので、話が戻りますけれども、不採択です。

○つる委員

結論を出すで、態度は不採択です。

その大きい理由というのは、先ほどご説明あったとおり、今年度3,000世帯を対象に、既にすまいるスクールの利用者に対してアンケートを行うと。そもそも論で、アンケートをとる統計調査の基本では、そうしたとり方が基本だということも伺いました。

ただ、その中で、今の質疑も含めて、また今の話もありましたけれども、こうした現状のいろいろなお声というのは、これまでもそうですが、これからはしっかりと真摯に受けとめながら、見直すべきところはしっかりと見直し、そしてさまざまな観点で、困難なことはしっかりと伝えていただくということも、これはこれで大事なことであるかと思っています。

また、すまいるスクールそのものは、本当にすぐれた対応ということであるとは思いますが、これは区だけではなく、そもそも論で、今、社会全体で言われている働き方改革1つとっても、一番大事な子どもの成長にとって、果たして今の働く世代の人たちがどうあるべきなのかということも、当然、全体感の中で話し合われていくべきところも含まれる課題なのかなというところは、一方で思っているところがございます。ただ、その上で、現実の課題として、すまいるスクールがこうした時間延長も、必要な方に対しての展開をしていただいて、柔軟な対応もしていただいているということもあります。

ただ、この陳情にあるアンケートというところを取ってみれば、先ほど冒頭に言ったとおり、既にやられるということですので、それをまた、アンケートに寄せられる声を中心に、見直すべきところは見直していただくということを、しっかりとやっていただきたいと思っています。

○飯沼委員

採択を主張したいと思っています。

私たちは、区政全体、どこの部分においても機会あるごとに、区民の皆さんの意見を聞く機会を多く持っていただきたいと思っておりますし、ここにあるのは特に全小学生、その家庭を対象にといった意味では、私はまず第一に、子どもたちが本当に楽しく安心して過ごせるすまいるスクール、居場所になってほしいといった意味では、子どもの意見を本当にいろいろな面から、多方面から聞いていただきたい。子どもたちが、本来放課後ですから、学校が終わった後、勉強勉強と、勉強も大事ですけども、どう楽しく遊んで、お友達と交流できるのかなど、幅広く意見が聞かれるようなアンケートにしていきたいと思っています。

どの子も大切に、成長と発達を支えていくすまいるスクールであってほしいと思う観点から、採択を主張します。

○石田（し）委員

結論を出すで、不採択でございます。

理由は、ほかの委員も言っていますことですが、アンケートは3,000サンプルとることなので、特段、それ以上のものが要というのはどうなのかなと思つて、ぜひその範囲内でしっかりと声を聞いていただいて、必要なものについてはしっかりと見直しも含めて、やっつけていかれるかと思つていますので、この陳情については不採択ということをお願いいたします。

○高橋（し）委員

結論を出すで、不採択です。

理由としては、すでにアンケートの予定があるということで、そちらに基づいて分析し、今後の制度の見直しを図っていくということをお先ほどご説明いただきましたので、このアンケートを有効に、質問を見ることができないのですが、もう決まっているのでしょうかけれども、それを有効に活用していただきたいと思つています。

ただ1つだけ、3,000世帯ということで、1万のうちの3,000ということですから、かなり有効なものになると思つているのですが、ただ、支援が必要な方々にどのくらい届くのかなということがあるので、そこはなかなか難しいのでしょうかけれども、そういうのを抽出して、またアンケートを依頼するというのもなかなか難しい面もありますけれども、ぜひ支援を必要とされて通われている方の意見を十分に集めて、分析していただければ、よりよい仕組みがつくられていくのではないかと思つています。

○塚本委員長

それでは、本陳情については、結論を出すことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。先ほどの質疑でそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本件については、挙手による採決を行います。

それでは、平成30年陳情第22号、すまいるスクールの利用者ニーズ把握のためのアンケート調査の実施を求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○塚本委員長

賛成少数でございます。

よつて、本件は不採択と決定いたしました。

以上で請願・陳情審査を終了いたします。

3 その他

○塚本委員長

次に、予定表3、その他を行います。

まず、今定例会で一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、文教委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、それに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

また明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について、終了いたします。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ないようですので、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後2時03分閉会